

第4期
えびの市地域福祉計画
えびの市地域福祉活動計画
(案)

令和3年12月
えびの市
えびの市社会福祉協議会

— 目 次 —

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画の策定背景.....	3
2. 地域共生社会実現に向けた国・県の動向.....	4
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の期間.....	6
第2章 えびの市の状況.....	7
1. 基礎統計データによる状況把握.....	9
2. 市民・事業所アンケート調査・ワークショップ結果の概要.....	27
第3章 第3期計画の実施状況.....	35
1. 地域福祉推進の基盤づくり.....	37
2. 心豊かな人づくり.....	42
3. お互いに支え合う地域づくり.....	46
4. 安心して暮らせる環境づくり.....	50
第4章 基本理念及び基本目標と重点取組.....	55
1. 基本理念.....	57
2. 基本目標.....	57
3. 重点取組.....	58
4. 施策の体系.....	62
第5章 施策の展開.....	65
基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり.....	67
基本目標Ⅱ 地域を支える担い手づくり.....	79
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり.....	86
第6章 計画の推進に向けて.....	105
1. 協働による計画の推進.....	107
2. 計画の進行管理.....	108

第7章 地域福祉活動計画.....	109
1. 飯野地区.....	111
2. 上江地区.....	118
3. 加久藤地区.....	122
4. 真幸地区.....	129
第8章 資料編.....	137
1. 市民アンケート結果.....	139
2. 事業所アンケート結果.....	167
3. 地域福祉推進会議の概要.....	168

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の策定背景

現在、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者単身世帯の増加、また、貧困や8050問題、ケアラー問題など、生活の課題は複雑化・多様化しています。これらの課題に加え、新しい生活様式などにより、地域の活力が低下し、生活の場における人々のつながりによる支え合いを弱めてしまうことも心配されます。人と人、人と社会が結びつき、課題を解決し、地域の住民が自分らしくいきいきと、安心して生活を送ることができるような社会の在り方が求められています。

国では、このような背景を踏まえて、高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すこととし、地域共生社会の実現のため、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や、『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』(平成29年2月7日厚生労働省『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部決定)に基づき検討が行われました。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障がい者、子どもといった対象ごとに計画が策定されていた内容について、共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の「上位計画」として位置づけることとされました。

さらに、令和2年6月の社会福祉法の改正では、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

本市では、平成29年に「第3期えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」を策定し、「お互いに助け合い、楽しく話し合えるまち」を基本理念として、みんなが心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指して施策を展開してきましたが、私たちを取り巻く地域生活課題や、福祉分野の制度改正などにより、複雑化・複合化した様々な課題に対応することが求められています。また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があるとされています。

このような状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、令和4年度から令和7年度を計画期間とする「第4期えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」を策定します。

地域共生社会の理念

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

2. 地域共生社会実現に向けた国・県の動向

(1) ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）

ニッポン一億総活躍プランでは、「高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

これらのことから、地域共生社会は、福祉施策が担う「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域社会の醸成」だけでなく、社会、経済活動の基盤としての地域での「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による「参加と協働」が求められる取組といえます。

ニッポン一億総活躍プランの閣議決定を受け、厚生労働省では『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

(2) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月公布・施行）

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

この法律では、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした人などの円滑な社会復帰を促進することなどによる再犯の防止などが犯罪対策において重要であるとし、住民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的としています。

(3) 社会福祉法の改正（平成29年6月公布、令和2年6月公布）

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の充実などを内容とする社会福祉法の一部が改正されました。

また、令和2年6月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、属性を問わない「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月に施行されました。

(4) 宮崎県地域福祉支援計画（第4期計画）の策定（令和2年3月策定）

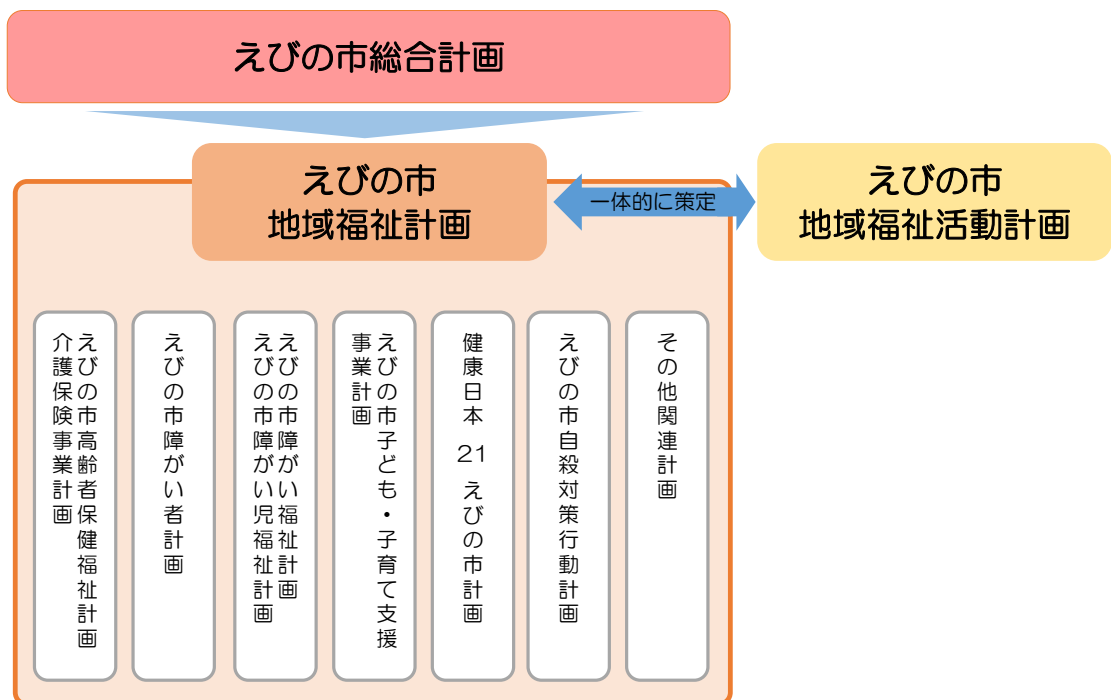
近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応しながら、地域福祉を今以上に推進し、地域共生社会の実現を目指すとともに、引き続き市町村を支援していくため、令和3年度からの新たな5年間に向けた「宮崎県地域福祉支援計画（第4期計画）」が策定されました。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、年齢や性別、心身の障がいの有無、国籍などに関わりなく、県民誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して生きていくことができる地域をつくるという意味を含め、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現」を基本理念に掲げています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画です。平成30年4月に施行された社会福祉法の一部改正により、任意とされていた計画策定が努力義務となりました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられています。

また、本計画は、「再犯防止等の推進に関する法律第8条」の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

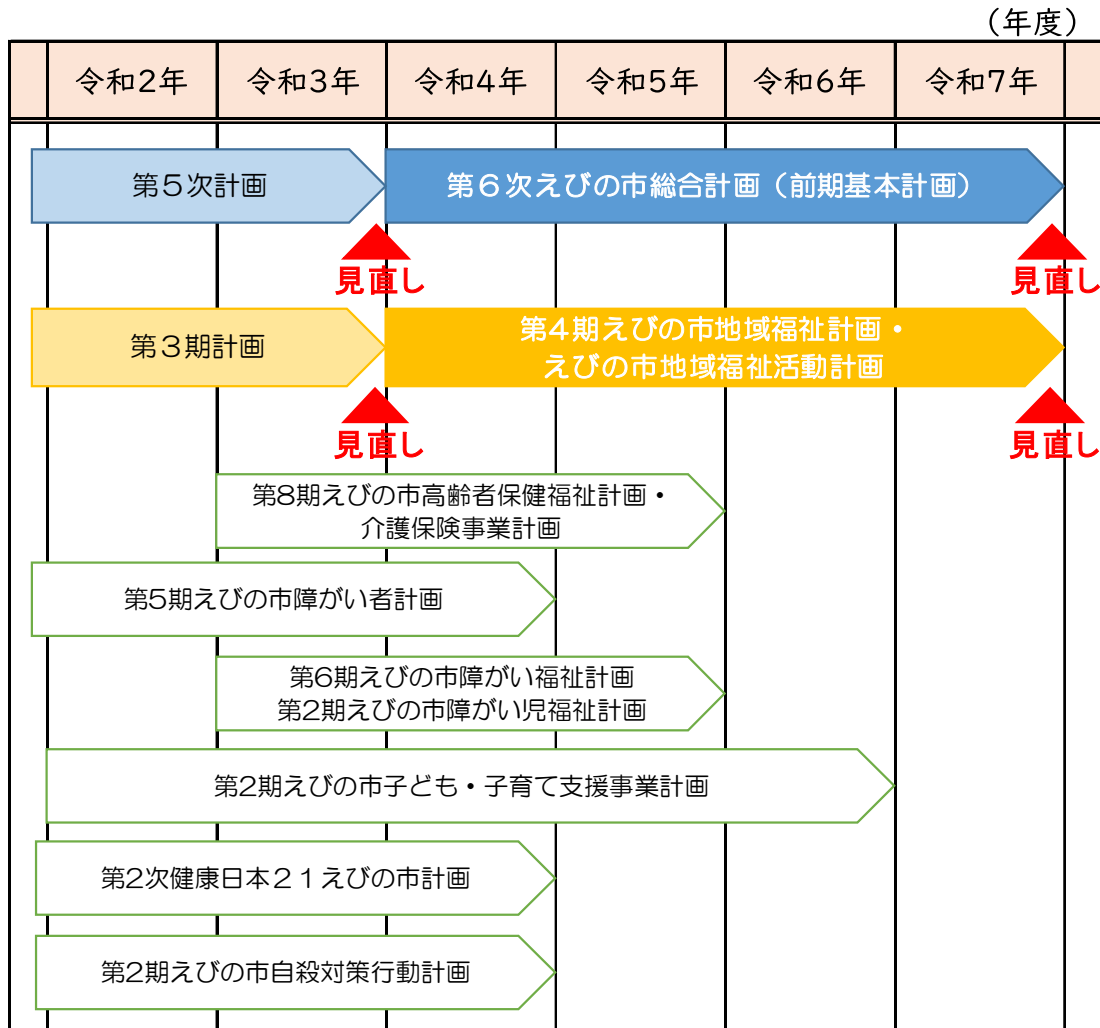


※地域福祉計画と地域福祉活動計画は、「基本理念」、「基本目標」、「分野別施策」を共有し、地域福祉計画は、行政計画としての方針や方向性を示し、地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための地域の住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画です。より「実効性のある計画」の実現をするために、相互に連携しながら一体的に策定しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次えびの市総合計画」と同時期に見直しを行うこととし、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とします。

その他の福祉に関する計画期間は下記のとおりです。



第2章 えびの市の状況

第2章 えびの市の状況

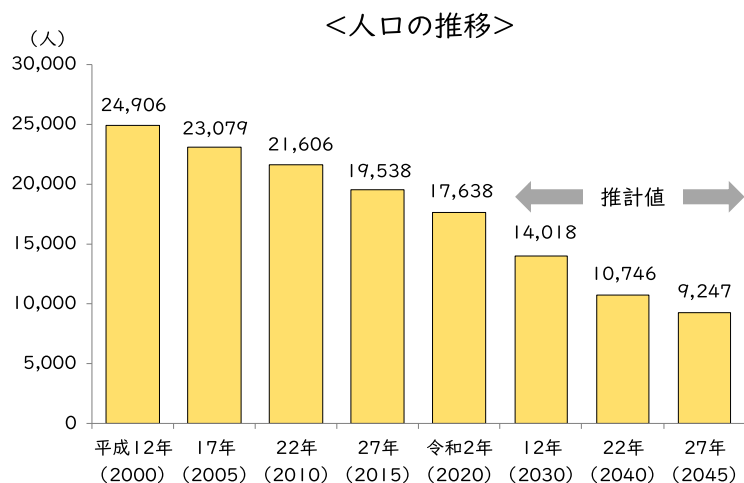
1. 基礎統計データによる状況把握

(1) 人口推移などの状況

人口の推移

人口の推移の状況を見ると、年々減少傾向となっています。

推計では令和12年には15千人を下回り、令和27年には10千人を下回るとされています。

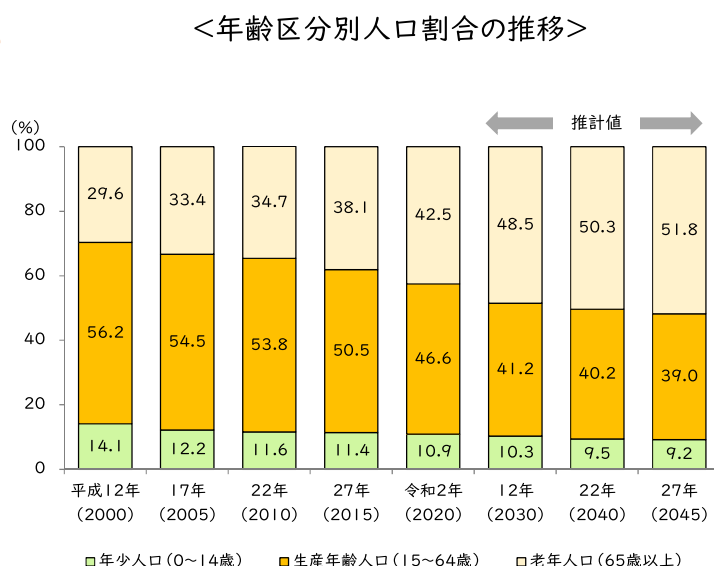


出典：国勢調査(平成12年～令和2年)、
国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和12年～27年)

年齢区分別人口割合の状況

年齢区分別人口割合の状況を見ると、高齢化率は年々増加傾向となっており、令和2年には4割を超えました。

推計では令和22年には高齢化率が5割を超えるとされています。



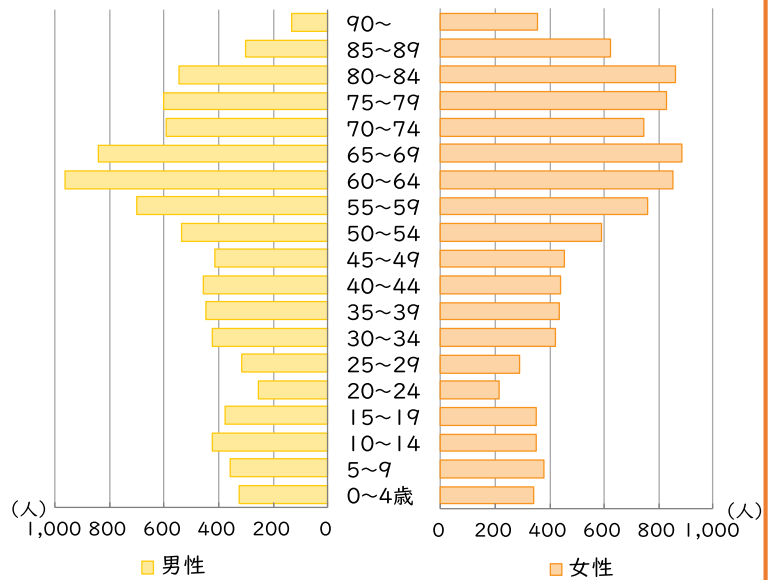
出典：国勢調査(平成12年～令和2年)、
国立社会保障・人口問題研究所推計値(令和12年～27年)

男女別・年齢別人口の推移

男女別・年齢別人口の推移をみると、平成27年のピークは男性が60～64歳、女性が65～69歳となっていました。令和2年には男性が65～69歳、女性が70～74歳となっています。

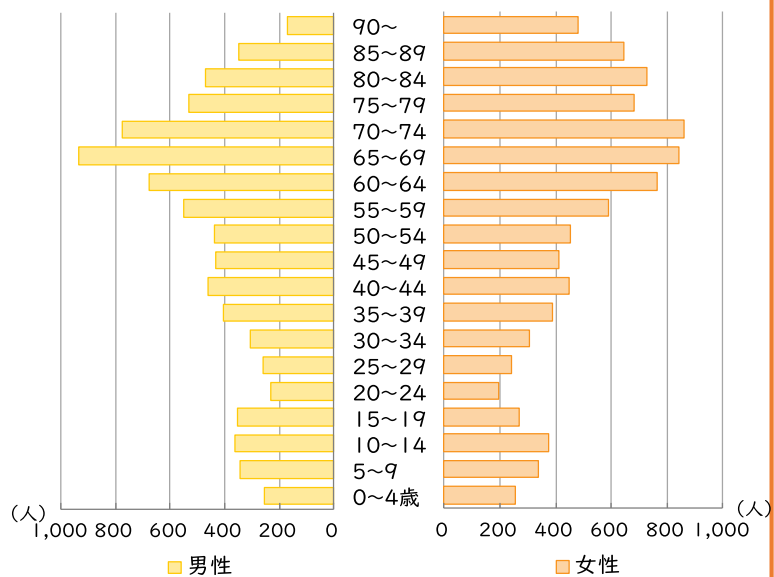
年齢	男性	女性
0～4歳	327	339
5～9	360	380
10～14	423	350
15～19	378	352
20～24	255	213
25～29	314	289
30～34	422	420
35～39	448	435
40～44	457	440
45～49	412	456
50～54	537	592
55～59	702	759
60～64	961	852
65～69	839	885
70～74	592	744
75～79	600	828
80～84	546	863
85～89	303	623
90～	134	355
合計	9,010	10,175

<平成27(2015)年>



年齢	男性	女性
0～4歳	253	256
5～9	344	336
10～14	362	373
15～19	355	271
20～24	231	197
25～29	258	240
30～34	307	308
35～39	405	389
40～44	463	448
45～49	435	410
50～54	438	455
55～59	550	589
60～64	675	764
65～69	933	842
70～74	775	861
75～79	531	684
80～84	469	728
85～89	350	648
90～	171	479
合計	8,305	9,278

<令和2(2020)年>

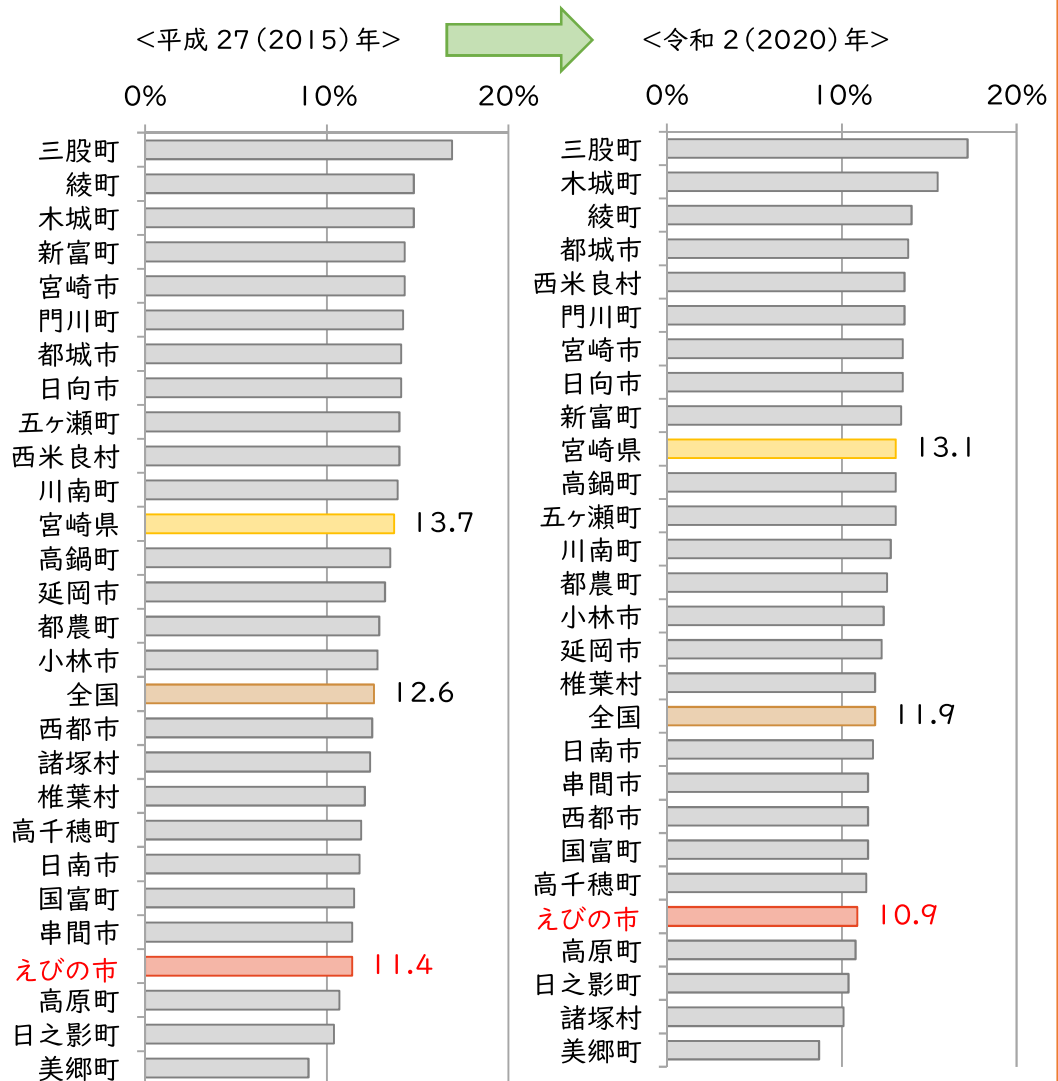


出典：国勢調査（平成27年・令和2年）

年少人口率の状況

年少人口率の状況を見ると、本市は令和2年では10.9%となり、平成27年度から0.5ポイント減少しています。

また、宮崎県と比較すると、令和2年では2.2ポイントの差となっています。

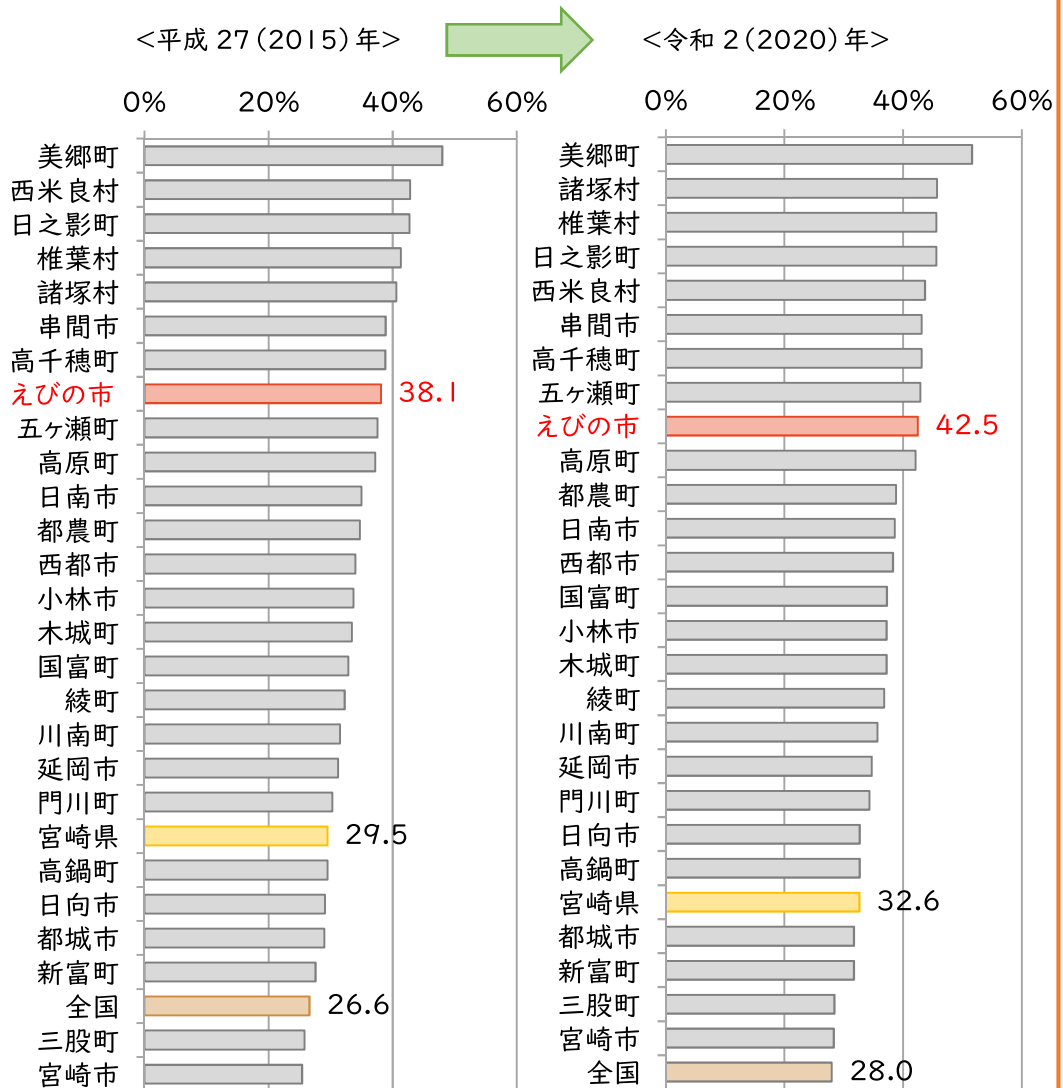


出典：国勢調査（平成 27 年・令和 2 年）

高齢化率の状況

高齢化率の状況を見ると、本市は令和2年では42.5%となり、平成27年度から4.4ポイント増加しています。

また、宮崎県と比較すると、令和2年では9.9ポイントの差となっています。



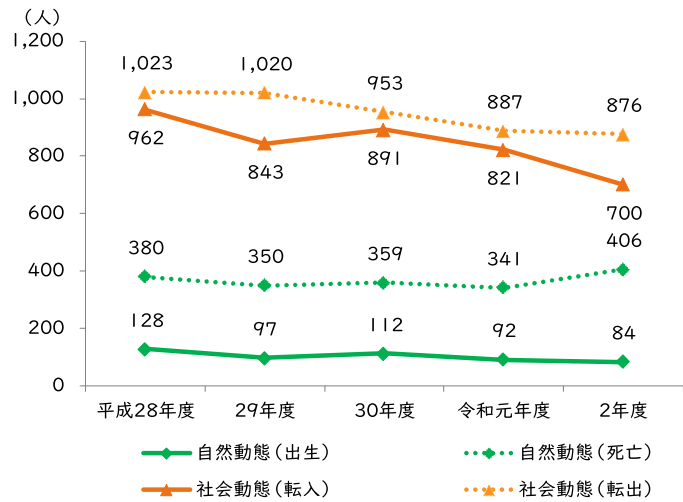
出典：国勢調査（平成 27 年・令和 2 年）

自然動態・社会動態

自然動態の状況をみると、死亡が出生を上回っています。また社会動態では、転出が転入を上回っています。

令和2年度の自然動態・社会動態からみる人口は 498 人減少となっています。

<人口動態の推移>



出典：市ホームページ「市の統計」

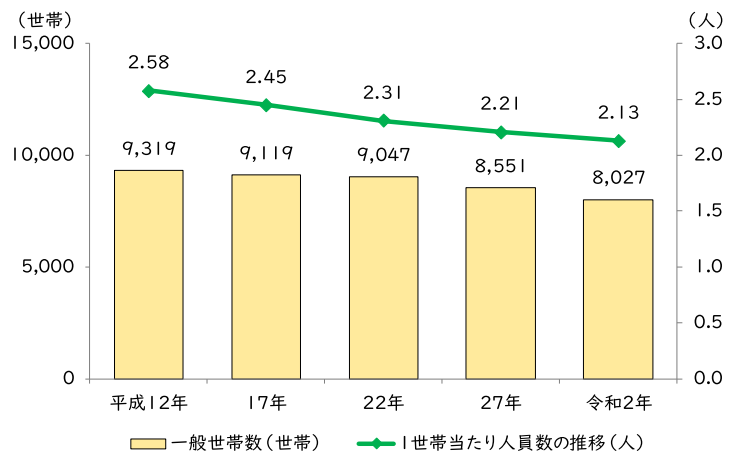
(2) 世帯の状況

世帯数などの状況

世帯数の状況をみると、世帯数及び1世帯当たりの人員数は年々減少傾向となっています。

令和2年では8,027世帯、1世帯当たり2.13人となっています。

<世帯数と一世帯当たりの人員数推移>

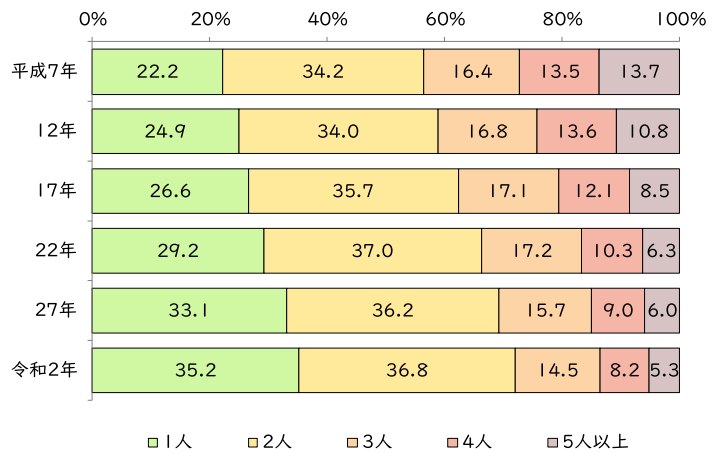


出典：国勢調査(平成12年～令和2年)

世帯の人員の状況

世帯の人員の状況を見ると、一人暮らし（1人）は年々増加傾向となっています。4人、5人以上の世帯は、減少傾向となっています。

<一世帯当たり人員構成割合の推移>



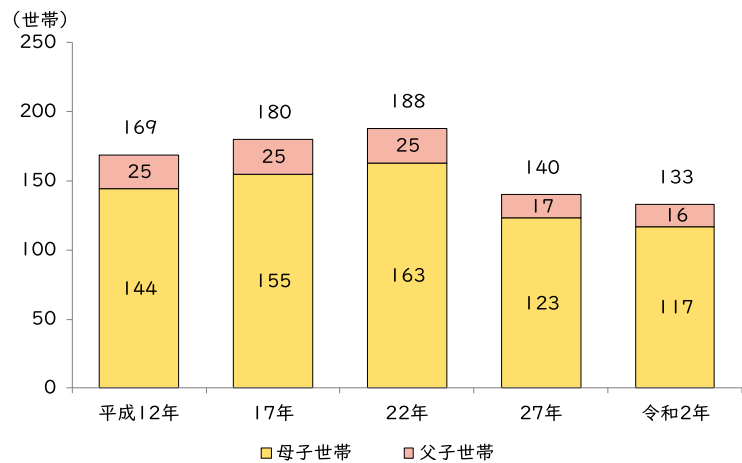
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況を見ると、平成22年の母子世帯163世帯、父子世帯25世帯をピークに年々減少傾向となっています。

令和2年では母子世帯117世帯、父子世帯16世帯となっています。

<母子世帯・父子世帯の推移>



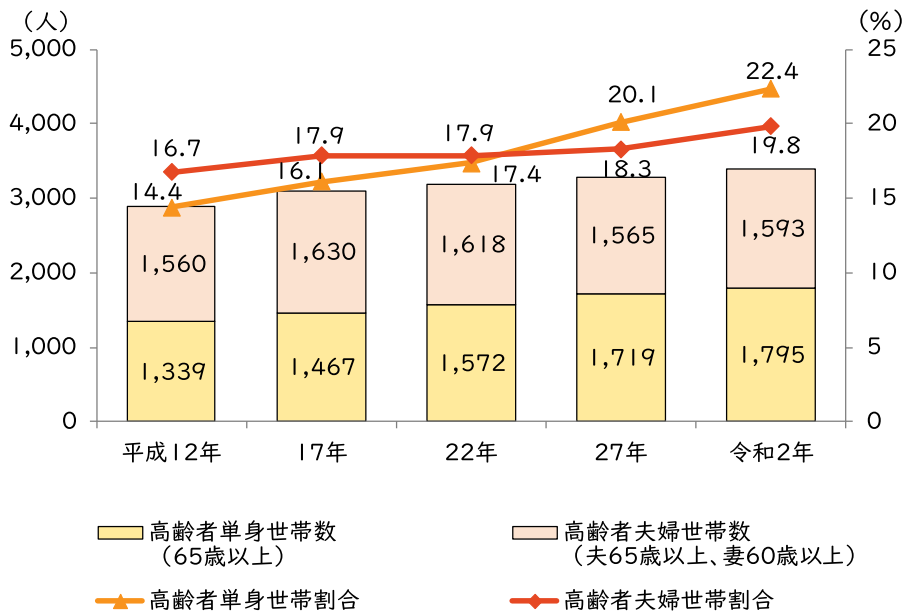
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

高齢者世帯の状況

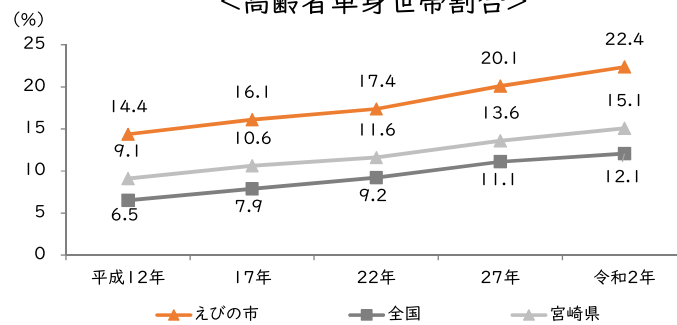
高齢者世帯数の状況を見ると、高齢者単身世帯の割合は増加傾向となっており、令和2年では1,795世帯で全体の2割程度となっています。

本市の令和2年の高齢者単身世帯の割合及び高齢者夫婦世帯の割合は、全国と比べると約2倍となっています。

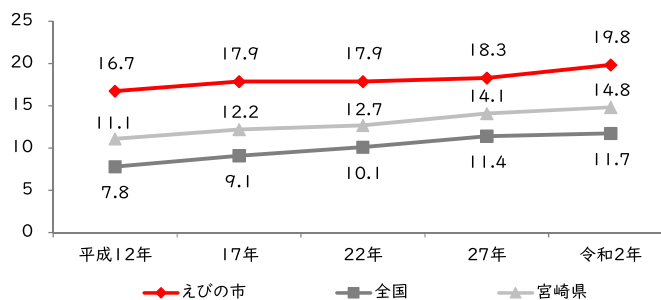
<高齢者世帯の推移>



<高齢者単身世帯割合>



<高齢者夫婦世帯割合>



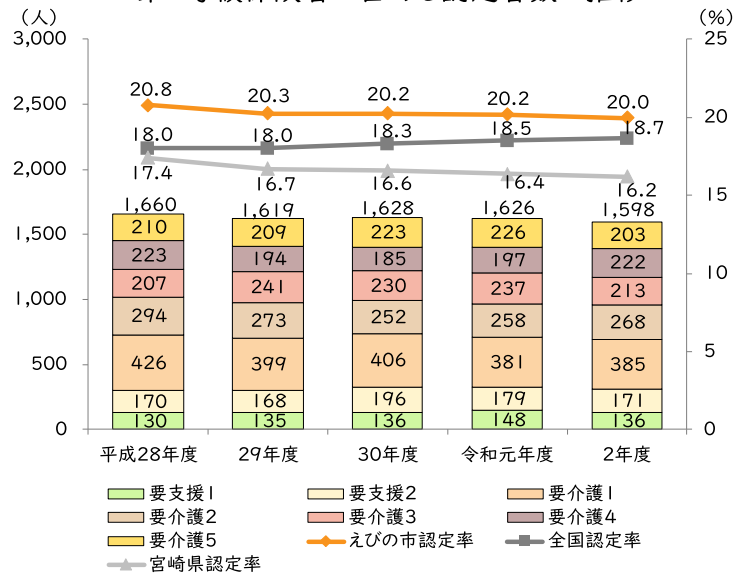
出典:国勢調査(平成12年~令和2年)

(3) 要介護（要支援）者の状況

認定者数の推移

認定者数の推移をみると、本市の認定者数は緩やかに減少しています。また、軽度（要支援1～要介護1）、中度（要介護2～3）、重度（要介護4～5）でも大きな変化ありません。

<第1号被保険者に占める認定者数の推移>



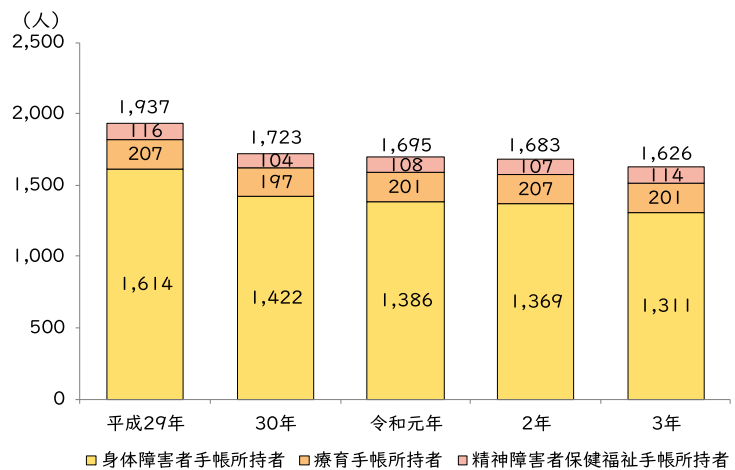
出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告（平成28年度～30年度）
介護保険事業状況報告3月月報（令和元年度～2年度）

(4) 障がい者の状況

障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、その他の手帳所持者の人数は大きな変化は見られません。

<障害者手帳交付数の状況>



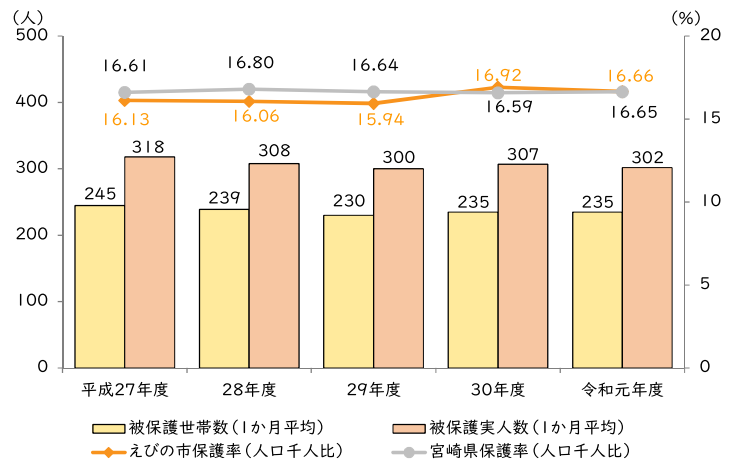
出典：福祉課（各年10月1日現在）

(5) 生活困窮者の状況

生活保護受給世帯・受給人数の状況

生活保護支給世帯・受給人数の状況をみると、本市の保護率は、平成 29 年度までは宮崎県の保護率を下回っていましたが、平成 30 年度以降は上回っています。

<生活保護受給世帯・受給人数の推移>



出典:宮崎県統計年鑑

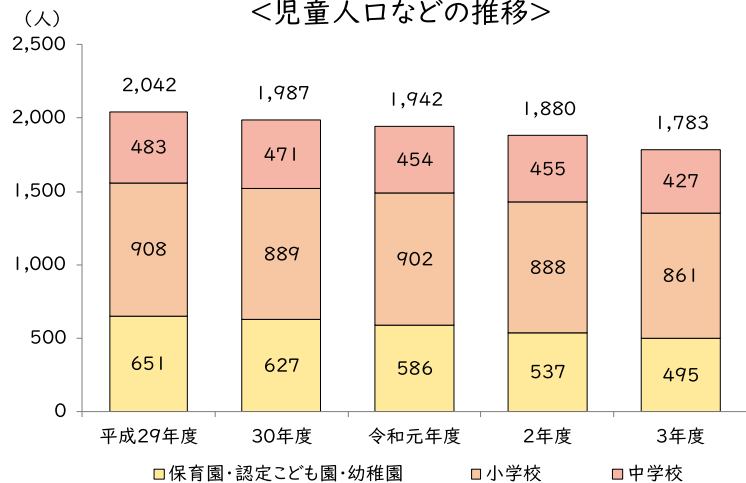
(6) 児童の状況

園児・児童・生徒数の状況

園児・児童・生徒の状況をみると、平成 29 年度には 2 千人を超えていましたが、平成 30 年度から 2 千人を下回り、令和 3 年度には 1,783 人となっています。

なお、平成 29 年度から令和 3 年度までに 259 人減少しています。

<児童人口などの推移>

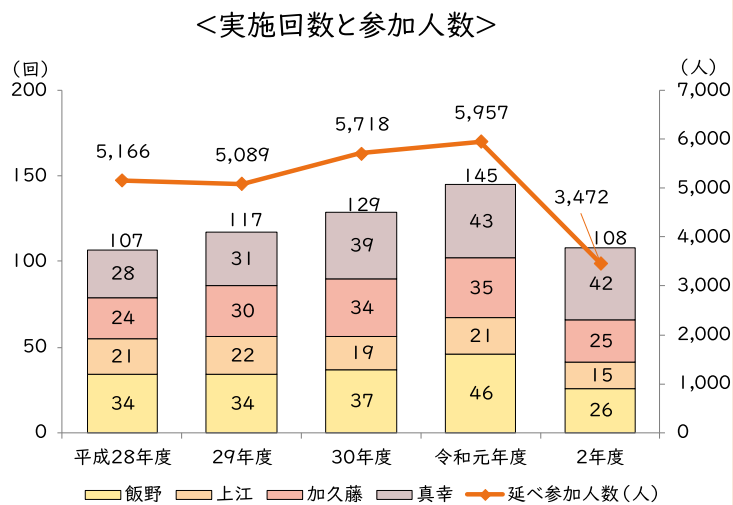


出典:保育園・認定こども園・幼稚園・・・こども課(各年 4 月 1 日現在)
小・中学校・・・学校教育課(各年 5 月 1 日現在)

(7) 世代間交流の状況

世代間交流の実施状況

世代間交流の実施状況を見ると、延べ参加人数は年々増加していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大きく減少しています。



(8) 地域における福祉の主な担い手

地域では、社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、高齢者クラブ、育成会など、様々な団体が助け合いの地域づくりに向け活動しています。

①社会福祉協議会

ア) 地域福祉活動を推進する社会福祉法人

社会福祉法第109条に基づき、次に掲げる事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体(市町村社会福祉協議会)

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

イ) えびの市社会福祉協議会における地域福祉活動

○相談事業

- ・心配ごと相談
- ・あんしん相談
- ・無料法律相談
- ・無料公証人相談

○地域福祉活動事業

- ・地域支え合い事業
- ・わくわく・お出かけサロン
- ・暮らし支えバンク
- ・生活困窮者就労準備支援
- ・在宅介護者のつどい
- ・介護機器リサイクル事業

○地域福祉推進事業

- ・生活支援体制整備事業
- ・小地域見守りネットワーク推進
- ・住民ニーズキャッチ事業
- ・地域福祉推進会議
- ・地域福祉推進大会・社会福祉大会
- ・地域見守り応援活動推進事業

○ボランティアセンター運営事業

- ・登録・斡旋・紹介・相談
- ・ボランティア連絡協議会支援
- ・福祉推進校事業
- ・夏休みボランティア体験
- ・地域防災ボランティアの育成及び防災訓練の実施
- ・災害ボランティアセンター運営

○子育て支援事業

- ・ファミリー・サポート・センター
- ・こども宅食「田の神さあへの贈りもの」
- ・こども食堂「カレーの日」
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業

○福祉サービス利用支援事業

- ・あんしんサポート事業
- ・在宅介護支援センター
- ・高齢者・障がい者給食サービス
- ・みやざき安心セーフティネット事業

○共同募金

- ・ひとりだけの金婚式
- ・布団丸洗い事業
- ・共同募金配分事業

○福祉団体支援事業

- ・民生委員・児童委員協議会
- ・高齢者クラブ連合会
- ・身体障害者福祉会
- ・視覚障害者福祉会
- ・保護司会
- ・更生保護女性会
- ・赤十字奉仕団

②自治会

自治会は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。自治会は、地域住民の親睦と連帯の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場となっています。

【自治会の主な活動】

育成会の行事、高齢者クラブの活動、婦人会の活動、地域支え合い事業、高齢者生きがい対策事業、敬老会、美化活動、伝統伝承行事、世代間交流会、防災訓練など

③まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地区住民自らが協働し、主体的に地域の活性化及び地域の課題解決に取り組み、楽しく安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進することを目的としています。

まちづくり協議会では、地域福祉推進活動として、「声かけ運動」や「はつらつ百歳体操への支援」などが行われています。地域での支え合いの活動を活発化させるためにも、各種地域組織がまとまっているまちづくり協議会と行政、社会福祉協議会が一体となって地域の福祉活動を推進しています。

④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき、県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱した地域の民間活動者であり、一定の地区を担当して生活に困っている人や、高齢者、障がいのある人、子育てに悩む人などの身近な相談相手として相談に応じるなど、行政機関などとの間に立って援助や福祉サービスを必要とする人の声を伝える窓口を担っています。（行政実例では、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています。）

地区	自治会名	人数
飯野	堀浦	1
	上大河平	1
	下大河平	2
	杉水流・五日市	1
	東原田	1
	麓	2
	町・片馬場	2
	坂元・前田	1
	芋畑・高野	1
	大明司・山内	1
	駅前	2
	中原田	1
	上原田	1
	南原田	2
計	19	
加久藤	松原・麓	1
	前松原	1
	中島	2
	栗下	1
	東長江浦下・東長江浦上	1
	西長江浦下・西長江浦上	1
	灰塚・大溝原	1
	永山	1
	湯田	1
	西郷	1
	東川北	1
	榎田・牧の原	1
	尾八重野	1
	計	14

地区	自治会名	人数
上江	池島・今西	1
	西上江・中上江	1
	上上江	2
	田代	1
	出水	1
	末永	1
	白鳥	1
	計	8
真幸	水流	1
	南昌明寺・北昌明寺	1
	東内堅・中内堅	1
	西内堅	1
	北岡松	1
	南岡松	1
	亀沢・柳水流	1
	京町	3
	上向江・下浦	1
	中浦	1
	上浦	1
	上島内	1
下島内	1	
西川北	1	
計	16	

(人)

主任児童委員（全域）	4
民生委員・児童委員総数	61

出典:福祉課(令和3年6月1日現在)

⑤地域福祉推進員

地域福祉推進員は、近隣の住民（高齢者など）に声をかけるなど、自治会長、民生委員・児童委員と連携を密にし、社会福祉協議会と協力して地域の福祉ニーズを発見し、解決に結びつける「担い手」としての役割があります。また、問題を抱え地域で困っている人や援助を求めている人、障がいのある人やその家族などに対し、あたたかい見守りと援助活動を進める地区のリーダー的存在です。

地区	自治会名	人数
飯野	堀浦	1
	上大河平	5
	下大河平	2
	杉水流	3
	五日市	2
	東原田	3
	麓	3
	町	2
	坂元	2
	前田	2
	苧畑	3
	大明司	1
	山内	3
	駅前	2
	中原田	2
	上原田	2
	南原田	3
	高野	2
	片馬場	2
計	45	

地区	自治会名	人数
加久藤	松原	2
	前松原	2
	麓	2
	中島	2
	栗下	2
	東長江浦下	2
	東長江浦上	2
	西長江浦下	2
	西長江浦上	2
	灰塚	2
	永山	2
	大溝原	2
	湯田	2
	西郷	2
	東川北	2
	榎田	1
	牧の原	2
尾八重野	1	
計	34	

地区	自治会名	人数
上江	池島	2
	今西	2
	西上江	2
	中上江	4
	上上江	5
	田代	2
	出水	2
	末永	3
	白鳥	2
	計	24
真幸	水流	2
	南昌明寺	4
	北昌明寺	1
	東内竪	2
	中内竪	2
	西内竪	2
	北岡松	3
	南岡松	2
	亀沢	3
	柳水流	2
	京町	2
	上向江	2
	下浦	2
	中浦	3
上浦	2	
上島内	2	
下島内	2	
西川北	2	
計	40	

(人)

合計	143
----	-----

出典:福祉課(令和3年6月1日現在)

⑥社会福祉施設

社会福祉施設には、老人福祉法や児童福祉法などの社会福祉各法に規定されている施設と、社会福祉法によって社会福祉事業と定義されている事業を行うための施設があります。

【児童福祉関係施設等】

施設名	箇所数	施設名	箇所数
通常保育事業所	10	延長保育事業所	10
一時預かり事業所	11	障がい児保育事業所	10
放課後児童クラブ事業所	6	ファミリー・サポート・センター	1
地域子育て支援センター	1		

出典:こども課(令和3年6月1日現在)

【高齢者福祉関係施設等】

在宅型・サービス種類	箇所数	在宅型・サービス種類	箇所数
居宅介護支援事業所	12	地域包括支援センター	1
ホームヘルプ (訪問介護)	4	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	3
デイサービス (通所介護)	9	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・養護老人ホーム)	4
デイケア (通所リハビリテーション)	6	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	3
ショートステイ (短期入所)	5	介護老人保健施設	1
訪問入浴介護	0	介護療養型医療施設	2
訪問看護	4		

出典:介護保険課(令和3年6月1日現在)

【障がい者(児)福祉関係施設等】

サービス種類	箇所数	サービス種類	箇所数
計画相談支援	1	就労継続支援(A型)	2
障害児相談支援	1	就労継続支援(B型)	1
共同生活援助	2	地域活動支援センター	1
居宅介護	1	放課後等デイサービス	3
重度訪問介護	1	児童発達支援	3

出典:福祉課(令和3年12月1日現在)

⑦NPO法人

NPOは、Non-Profit Organization の略で民間非営利組織のことであり、法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織です。

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人は、特定非営利活動法人（NPO法人）といい、従来のボランティア団体が行ってきた活動を超え、法人名での契約による各種事業の受託や収益のある事業活動を行うことが可能です。市内で活躍するNPO法人数は、令和3年7月現在7団体となっています。

団体名称	法人認証 年月日	活動分野
特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会	平成14年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進を図る活動 ・国際協力の活動
特定非営利活動法人 NPOえびの	平成18年 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
特定非営利活動法人 えびの福祉作業所	平成19年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・地域安全活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
特定非営利活動法人 いいの夢クラブ	平成24年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動
特定非営利活動法人 いい汗加久藤クラブ	平成24年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動
特定非営利活動法人 真幸ホットほっとクラブ	平成24年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動
特定非営利活動法人 NISHIMORO BASE	平成28年 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ・観光の振興を図る活動 ・農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

出典：市民協働課

⑧ボランティア団体

ボランティア団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、福祉、災害救援、環境保全、保健、医療、社会教育、文化、スポーツ、まちづくりなど、様々な活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障がいのある人、子育てに関する様々な支援など、支援を必要とする人を支え、助けるボランティア活動が行われています。本市のボランティアセンターは、えびの市社会福祉協議会内に設置され、ボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要とする人をつなげるコーディネート機能を担っています。

【ボランティアセンター登録数の推移】

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
個 人		240	240	257	230	190
団体ボランティア (ボランティア活動を 主目的としている団体)	団体	73	78	74	74	73
	所属人数	1,920	2,046	1,730	1,654	1,674

出典：えびの市社会福祉協議会資料(各年6月1日現在)

⑨当事者団体

地域には、自治会のほかに、地域で自主的に住民の福祉向上などを目的に活動する高齢者クラブ、障がい者団体、女性団体などがあります。

ア) 高齢者関係団体

高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っています。また、最近では高齢者同士での声かけ運動なども広がっています。

【高齢者クラブ数と会員数】

区 分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高齢者クラブ数	52	51	49	48	47
会員数	1,757	1,785	1,693	1,637	1,566

出典：福祉課(各年3月31日現在)

イ) 障がい者関連団体

身体、知的、精神などに障がいのある人への支援活動を行っている組織です。

2. 市民・事業所アンケート調査・ワークショップ結果の概要

(1) 市民アンケート調査結果の概要

調査時期	令和3年8月5日から9月28日に実施
調査対象者	本市在住の18歳以上の方から3,000人を無作為に抽出
調査方法	郵送による配布・回収
配布数及び回収数	配布数：3,000人 有効回収数（率）：1,073人（35.8%）

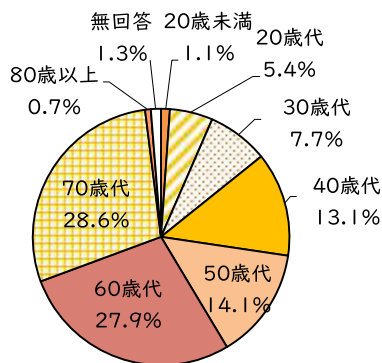
①年代及び居住地

年代は「70歳代」が28.6%と最も多く、次いで「60歳代」が27.9%、「50歳代」が14.1%の順となっています。

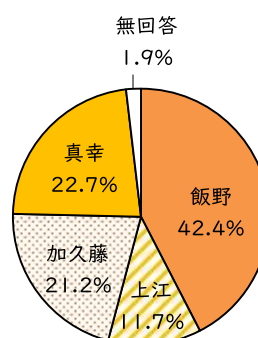
居住地は「飯野中学校区」が42.4%と最も多く、次いで「真幸中学校区」が22.7%、「加久藤中学校区」が21.2%、「上江中学校区」が11.7%の順となっています。

<年代及び居住地>

選択肢	回答数	割合
20歳未満	12	1.1%
20歳代	58	5.4%
30歳代	83	7.7%
40歳代	141	13.1%
50歳代	151	14.1%
60歳代	299	27.9%
70歳代	307	28.6%
80歳以上	8	0.7%
無回答	14	1.3%
サンプル数	1,073	100.0%



選択肢	回答数	割合
飯野中学校区	455	42.4%
上江中学校区	126	11.7%
加久藤中学校区	228	21.2%
真幸中学校区	244	22.7%
無回答	20	1.9%
サンプル数	1,073	100.0%

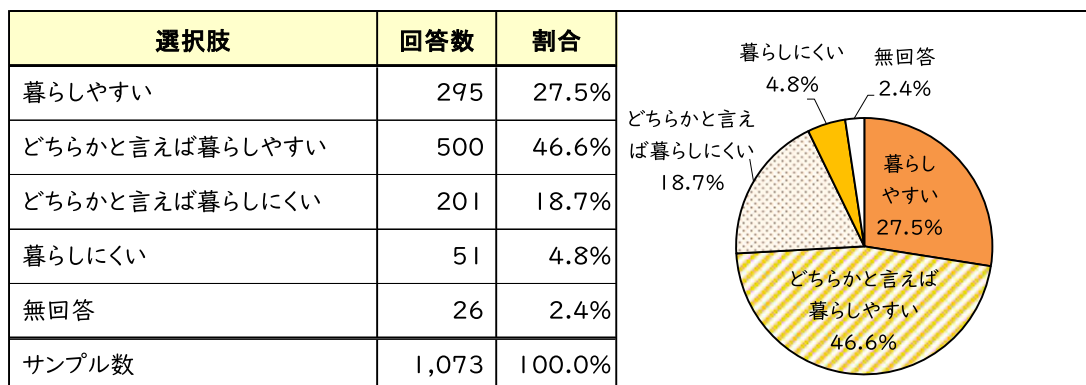


②えびの市の暮らしやすさ

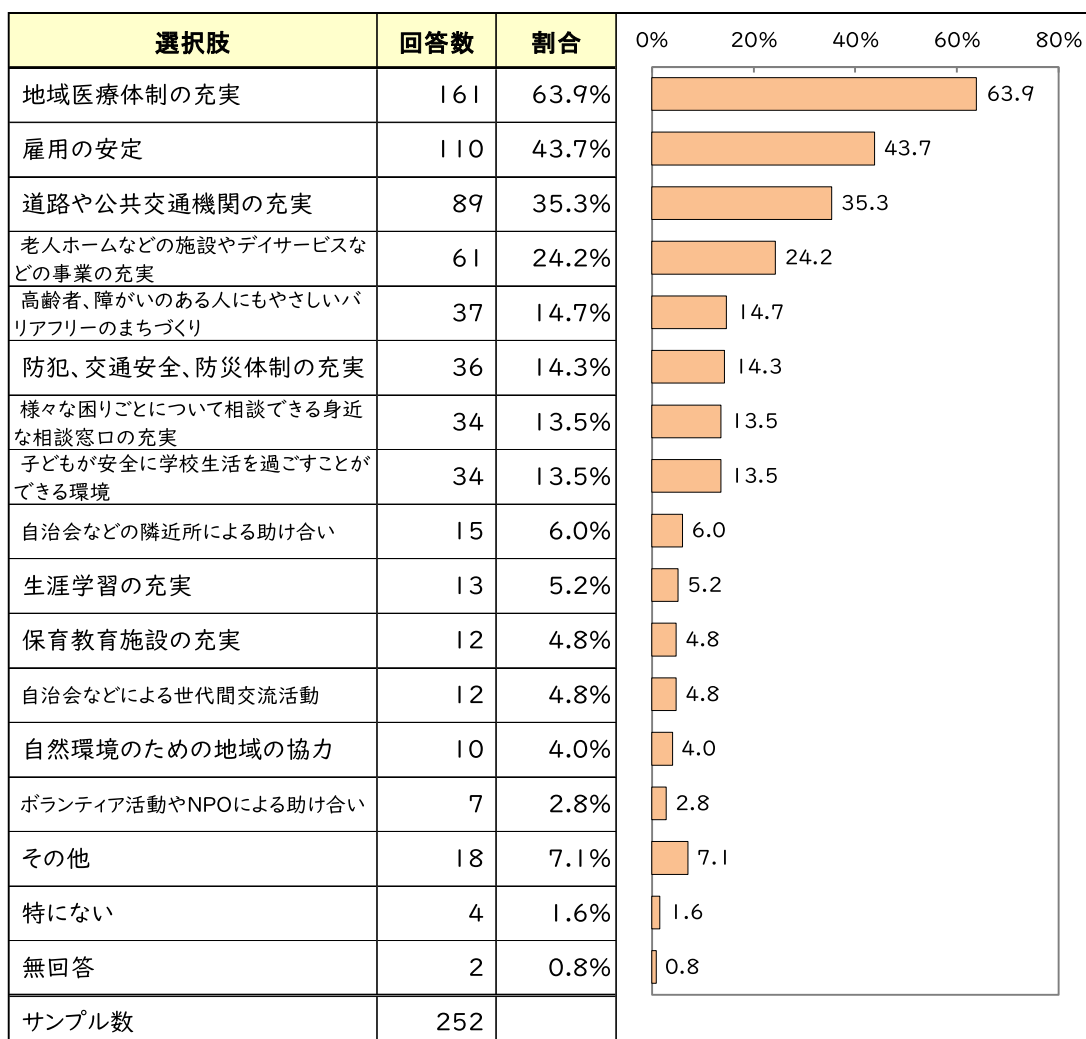
えびの市の暮らしやすさは、『暮らしやすい』（「暮らしやすい」と「どちらかと言えば暮らしやすい」を合わせたもの）が74.1%、『暮らしにくい』（「暮らしにくい」と「どちらかと言えば暮らしにくい」）が23.5%となっています。

『暮らしにくい』と回答した人の地域で暮らしていくために大切なことは、「地域医療体制の充実」が63.9%で最も多く、次いで「雇用の安定」が43.7%、「道路や公共交通機関の充実」が35.3%の順となっています。

<えびの市の暮らしやすさ>



<『暮らしにくい』と回答した人の地域で暮らしていくために大切なこと>

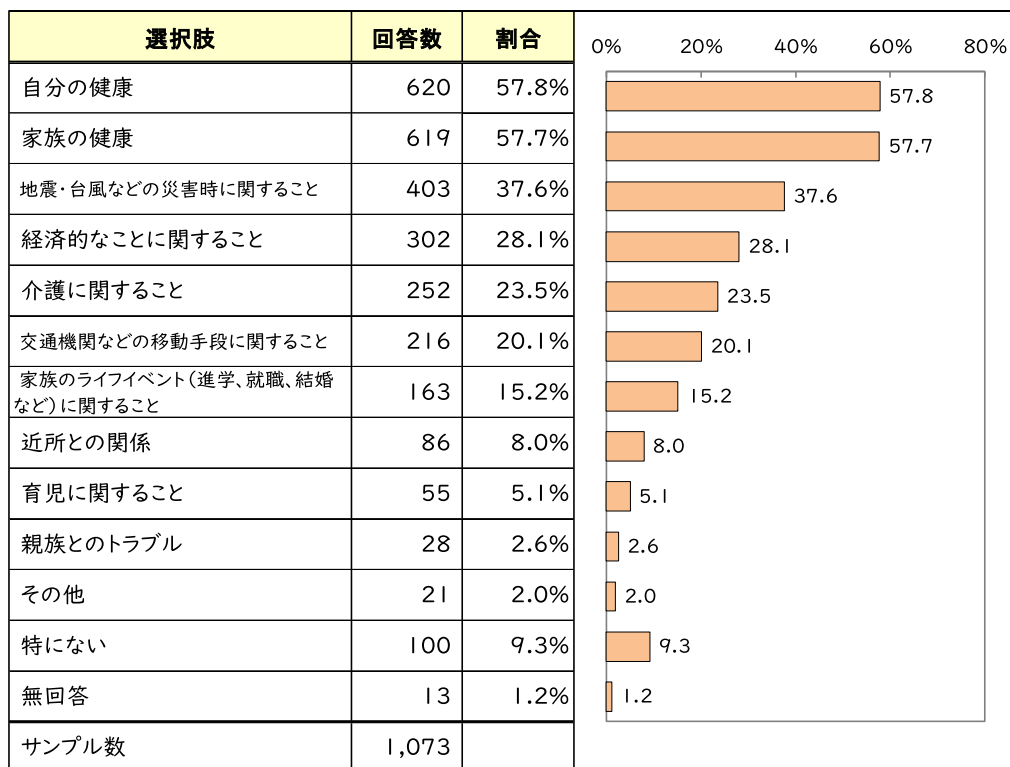


③ 普段感じている悩みや不安

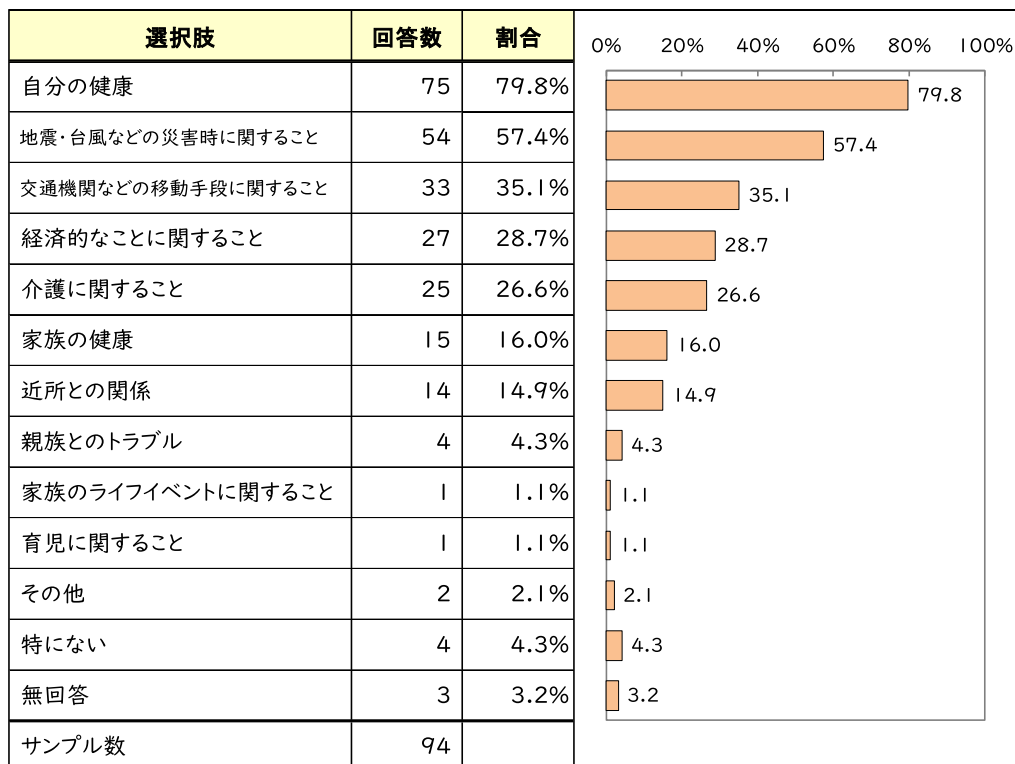
普段感じている悩みや不安は、「自分の健康」が57.8%と最も多く、次いで「家族の健康」が57.7%、「地震・台風などの災害時に関すること」が37.6%の順となっています。

また、「65歳以上のひとり暮らし」と回答した人では、「自分の健康」が79.8%、「地震・台風などの災害時に関すること」が57.4%と半数以上となっています。

<普段感じている悩みや不安>



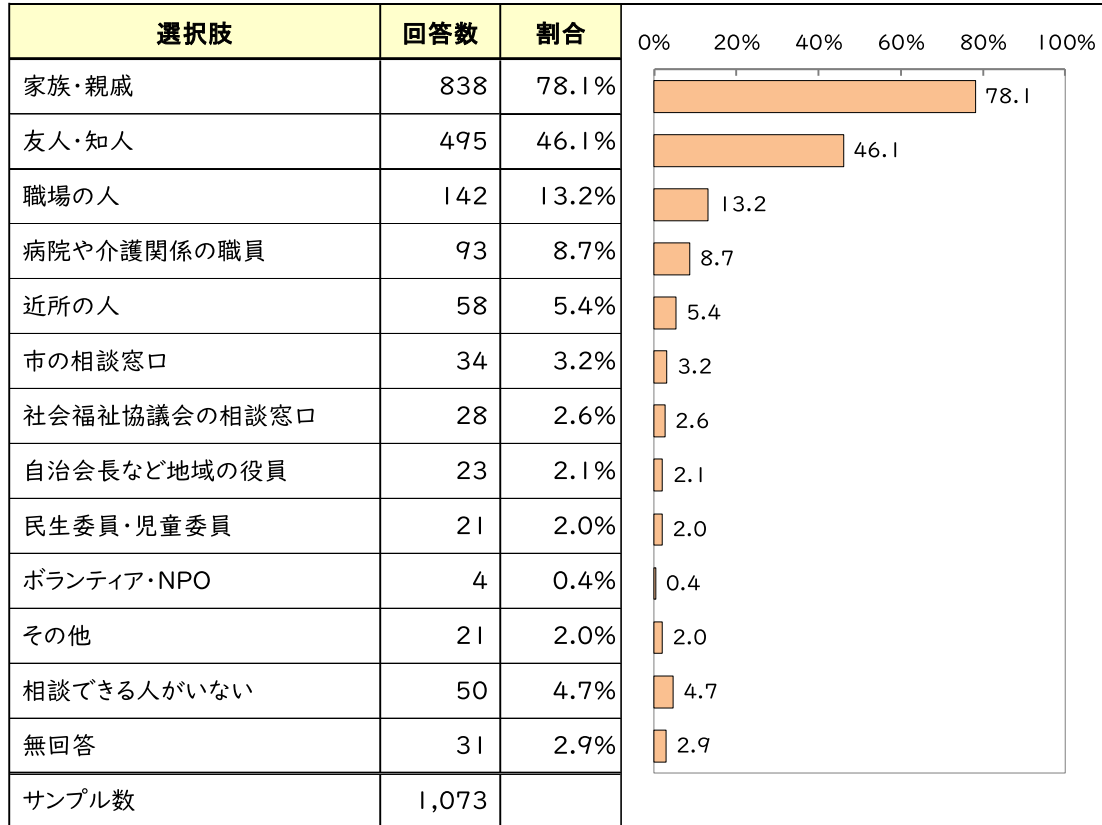
<「65歳以上のひとり暮らし」と回答した人の普段感じている悩みや不安>



④悩みや不安の相談先

悩みや不安の相談先は、「家族・親族」が78.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が46.1%、「職場の人」が13.2%の順となっています

<悩みや不安の相談先>

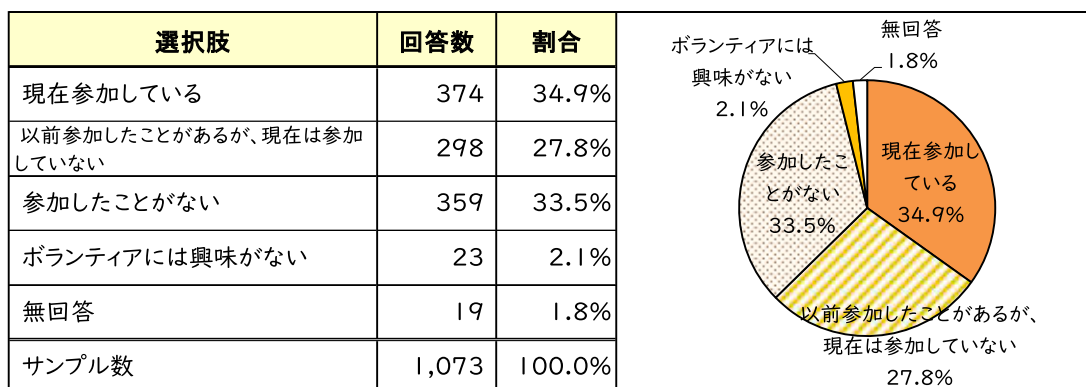


⑤ ボランティアの参加状況

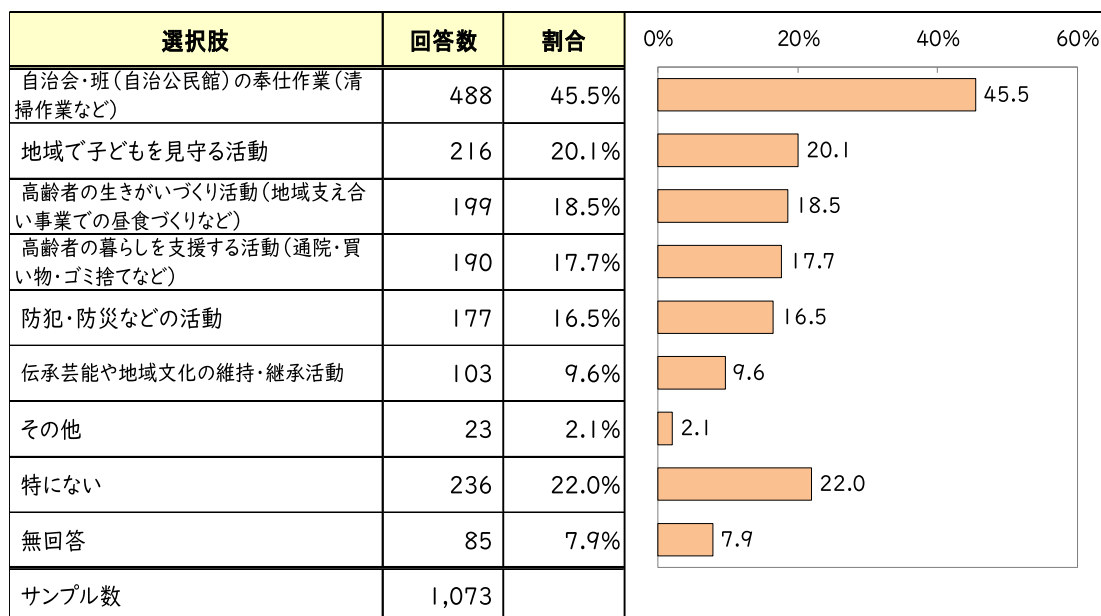
ボランティアの参加状況は、「現在参加している」が 34.9%、『参加していない』（「以前参加したことがあるが、現在は参加していない」と「参加したことがない」と「ボランティアには興味がない」を合わせたもの）が 63.4%となっています。

改めて全員にどのようなボランティアに参加したいか尋ねたところ、「自治会・班の奉仕作業」が 45.5%で最も多く、次いで「地域で子どもを見守る活動」が 20.1%、「高齢者の生きがいつくり活動」が 18.5%の順となっています。

＜ボランティアの参加状況＞



＜参加したいボランティア＞

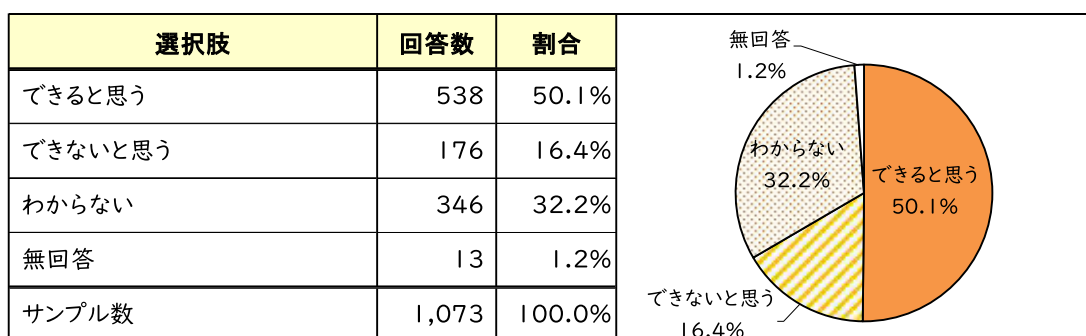


⑥災害時の避難について

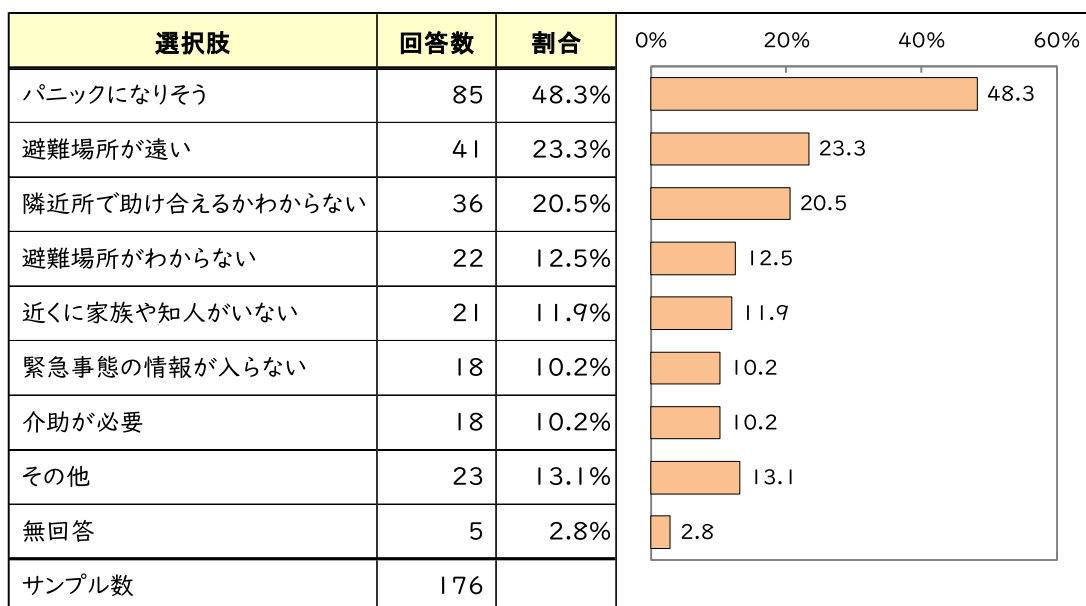
適切な避難ができるかについては、「できると思う」が50.1%と最も多く、次いで「わからない」が32.2%、「できないと思う」が16.4%の順となっています。

適切な避難ができない理由を尋ねたところ、「パニックになりそう」が48.3%と最も多く、次いで「避難場所が遠い」が23.3%、「隣近所で助け合えるかわからない」が20.5%となっています。

<適切な避難ができるか>



<適切な避難ができない理由>



(2) 事業所アンケート調査結果の概要

調査時期	令和3年9月6日から9月20日に実施
調査対象者	市内の福祉関係事業者（高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など）
調査方法	郵送による配布・回収
配布数及び回収数	配布数：35 事業所 有効回収数（率）：16 事業所（45.7%）

事業所アンケートでは、以下のような意見があがっています。

「高齢者」に関する課題

- ・高齢化が進み、「高齢者単身世帯」や「老々介護」が増加している。
- ・With コロナを踏まえた、健康維持の取組が必要である。

「人材不足」に関する課題

- ・世代によっては、ボランティアへの参加の関心が低い。求めているものを把握して関心を高める必要がある。
- ・人口減少などによる介護人材の不足により、福祉施設入所者の待機者が増加している。

「制度の狭間」に関する課題

- ・課題の複雑化・複合化により、現状の公的サービスや社会資源だけでは支援できないニーズが増えている。

「連携強化」に関する課題

- ・新型コロナウイルス感染症などの緊急事態時における、行政との連携強化が必要である。また、経験を活かした具体的なマニュアル作成及び周知も必要となっている。

(3) 地域福祉推進会議におけるワークショップの結果概要

ワークショップでは、以下のような地域の課題があがっています。

地域の課題	件数
地域活動の減少(人材不足、活動の継続不能など)	97件
防犯・防災(避難所の設備充実・遠方など)	95件
ごみ問題(分別、ポイ捨てなど)	50件
空き家	44件
移動(交通の便が悪い、高齢者の移動など)	30件
交流・コミュニケーションの減少	28件
買物(店が遠い・不便など)	27件
高齢化・高齢者のひとり暮らしなど	26件
少子化(地域に子どもがいないなど)	15件
様々な困りごとに対する支え合い(ボランティア、見守り不足)	10件

第3章 第3期計画の実施状況

第3章 第3期計画の実施状況

1. 地域福祉推進の基盤づくり

(1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

【行政の役割】

第3期計画取組内容	実施状況	担当								
地域子育て支援センターなどの周知・体制強化及び体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターは、子育て親子の交流の場を設けるとともに、相談、情報の提供などを実施しています。また、ホームページや広報紙を通じた周知活動を実施しています。 出前講座や啓発展示などにより、高齢者などの相談窓口の周知を行っています。また、介護予防につながる取組を行っています。 	介護保険課 こども課								
サポート体制構築と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズに応じたサポート体制を構築するため、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員の連携強化を図ります。 災害などの緊急時の安否確認や避難支援が適切に行えるよう、地域福祉推進会議で、災害時の名簿提供や情報共有などの支援体制の確立を図っています。 	福祉課								
地域ケア会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議は、地域課題の解決やネットワークを構築していく上で大変重要なことから、今後も積極的な開催に努めます。 <p>【地域ケア会議開催状況】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>9回</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	3回	平成30年度	11回	令和元年度	7回	令和2年度	9回	介護保険課
平成29年度	3回									
平成30年度	11回									
令和元年度	7回									
令和2年度	9回									
バリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 施設などの整備においては「バリアフリー新法」や「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、バリアフリー化に努めていきます。 庁舎屋外エレベーター、エレベーター近くに思いやり駐車場を設置しました。 「バリアフリー新法」、「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」、「えびの市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づく、道路整備などのバリアフリー化に努めています。 	建設課 財産管理課								
住宅相談窓口の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修（バリアフリー化工事）に関しては、関係課と連携し住宅相談窓口の活用を推進するなど情報発信の手段を検討します。 日常生活の向上と介護者の負担の軽減、社会参加の推進を図るため、障がい者住宅改造成事業を実施しています。 	福祉課								

第3期計画取組内容	実施状況	担当
生活困窮者支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援などが行えるよう、自立・就労支援などの体制を構築し、個々の状態に寄り添った支援を行っていきます。 「生活・仕事支援室」に主任相談員、就労支援員を配置し、生活保護に至る前の支援を実施しています。 緊急で食事などに困窮する方へ食料などの現物給付を行う「えびの市緊急食糧等支援事業」と「セーフティネット事業」を実施しています。 すぐに就労することが困難な生活困窮者に対し、就労に必要な基礎技能などを習得する「生活困窮者就労準備支援事業」を実施しています。なお、対象を被保護者にまで拡充しています。 	福祉課
地域支え合い事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業が実施されていない自治会への積極的、効果的な推進を行います。 閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人の生きがいづくりと介護予防として、ふれあいデイサービスを毎月実施しています。 日常적인見守り体制を支えるボランティア育成を目的として、地域内での住民同士の顔の見える関係づくりを実施しています。 	福祉課

【社協の役割】

第3期計画取組内容		実施状況
相談機関との連携強化など	<ul style="list-style-type: none"> 各相談機関との連携を密にし、生活困窮者や生活支援ニーズの早期発見に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関（生活保護係、生活・仕事支援室）と密に連携を図り、生活困窮者の状況悪化防止のため、必要な方に緊急食糧支援や生活環境の整備、セーフティネット事業を実施し、生活を立て直すための次への支援に繋いでいます。 令和3年4月より生活にゆとりのない子育て世帯への支援として、こども宅食えびの「田の神さあの贈りもの」を月1回実施し、現在、月17世帯へ食糧支援と困り事に対する相談機関への繋ぎを行い、早期対応を支援しています。
福祉サービスの質の向上と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成や研修により、福祉サービスの質の向上を図ると共に、保健・福祉・医療の連携をさらに密にし強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 質の向上のため、スキルアップ研修に職種ごとに積極的に参加し、質の向上に努めています。 より良いサービスの提供ができるように、関係機関との連絡会や協議会で、連携を強化しています。
関係団体との問題の共有化・解決	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者などの関係団体との情報交換を積極的に行い、解決すべき問題などを共有化し、解決に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 分野ごとに設けられた、協議会や委員会の事務局として、各団体の状況把握に努めながら、情報の共有と情報交換を実施しています。 必要時は随時行政と協議を重ねながら、課題の解決に努めています。
体験学習などの場づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な交流活動や体験学習の場づくりに積極的に関わり支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業で、在宅介護支援センターの講話、介護予防教室などを計画し、福祉サービスの紹介や個別の相談対応への支援協力を実施しています。

(2) 地域福祉を推進する仕組みづくり

【行政の役割】

第3期計画取組内容	実施状況	担当	
避難行動要支援協力員体制などの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への協力員体制などの整備が不十分な自治会への推進を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害などの緊急時に、安否確認や避難支援が適切に行えるよう、地域福祉推進会議で、自治会長などに協力員の配置を依頼するとともに、避難行動要支援者と避難支援協力員の確認を行い、情報共有を図っています。 	福祉課
各種関係機関に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 今後も研修会の開催や地域ケア会議の開催を通して各種関係機関に対する支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援のため、定期的な地域ケア会議の開催により、関係機関とともに改善策を検討しています。また、包括的・継続的ケアマネジメント支援として、介護支援専門員からの相談（困難事例など）に対する支援を行い、連携を図っています。 	介護保険課
他分野関係機関との連携強化と福祉サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 他分野の関係機関との連携を強化し、地域の実情に応じた福祉サービスの向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスを必要とする地域住民の相談に、関係機関と連携して対応しています。 民生委員・児童委員協議会の定例会を通じて、民生委員・児童委員へ福祉タクシー助成などの公的な福祉サービスの情報を提供しています。 	福祉課
避難行動要支援者名簿などの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿作成や地域の見守りに必要とする住民名簿については個人情報取扱いに考慮し、情報提供については検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進会議において、災害時の避難行動要支援者などの情報共有を自治会長、民生委員・児童委員などを行い、避難行動要支援者名簿を提供しています。 地域福祉活動の充実を図るため、民生委員・児童委員に、必要な個人情報を提供しています。 	福祉課
制度の利用促進と権利擁護の周知	<ul style="list-style-type: none"> 今後も専門職や関係機関と連携を図りつつ地域住民に対する説明を行いながら、必要な人が制度の利用につながるよう努めます。また、出前講座、広報、民生委員・児童委員への研修などにより、権利擁護についての周知を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進の体制整備を、西諸2市1町で推進しています。 令和元年度には、研修・協議及びニーズ調査、令和2年度には、「成年後見制度利用促進基本計画」策定を実施し、令和3年度に協議会、中核機関を設置しました。 認知症サポーターなどの養成講座、認知症カフェ「よかところ」、菜の花会（ケアマネジャーの情報共有及び事例検討の場）開催時に、権利擁護に関する説明や情報を提供しています。 	介護保険課

【社協の役割】

	第3期計画取組内容	実施状況
広報活動と 自主財源確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の重要性と社協活動の役割を住民に理解していただくための住民説明会や広報活動に努め、自主財源確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の重要性と社協活動の役割を住民に理解していただくために、広報活動を行っています。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社協だよりの発行回数を増やしたり、ホームページを早期に開設するなど、情報提供の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい情報の発信に努めるため、社協だよりの発行を年1回から年2回発行に増やしています。 平成30年7月よりホームページによる最新の情報発信に努めています。
日常生活自立 支援事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）を拡充し、利用者が安心して生活できるようサポートに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上で物忘れなどがあり、不安のある在宅高齢者や障がいのある人などの福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを提供しています。
体験学習などの 場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な交流活動や体験学習の場づくりに積極的に関わり支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の見守り、繋がりを持ち続けるために、市内約50地区で、地域高齢者の交流の場を提供しています。 毎年、夏休み期間にボランティア体験学習を計画し、世代間の交流を含め、体験学習の場を積極的に支援しています。 防災訓練や認知症徘徊模擬訓練などの事前打ち合わせから関わり、物資や人的支援を実施しています。地域の意向を重視しながら、指導、助言を行うように努めています。

2. 心豊かな人づくり

(1) 地域福祉を担う人材育成

【行政の役割】

第3期計画取組内容	実施状況	担当									
<p>世代間交流体験活動や子ども会活動などの開催支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き世代間交流体験活動に対する補助を行い、継続的な活動の実施を支援します。また、子ども会活動や学校支援、地域ボランティア事業を支援し、子どもと地域との連携を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統文化の継承などを目的に、各自治会において、田植え体験やしめ縄づくりなど、特色のある事業が実施されています。 市子ども会育成連絡協議会が開催するソフトボール大会などへの支援を実施しています。 地域学校協働活動事業では、推進員を設置し、学校のニーズに応じて、学習などの支援を地域ボランティアの協力により実施しています。 	市民協働課 社会教育課								
<p>学校支援地域ボランティア事業支援などの開催支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域ボランティア事業の支援や親育て講座の開催、家庭教育学級開催の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動事業では、推進員を設置し、学校のニーズに応じて学習などの支援を地域ボランティアの協力により実施しています。 <p>【地域学校協働活動事業に参加したボランティア人数（延べ人数）】</p> <table border="1" data-bbox="948 1061 1366 1249"> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>234人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>264人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>250人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>247人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の開設支援や、親育て講座を、校区ごとに開催しています。 	平成29年度	234人	平成30年度	264人	令和元年度	250人	令和2年度	247人	社会教育課
平成29年度	234人										
平成30年度	264人										
令和元年度	250人										
令和2年度	247人										
<p>出前講座の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年代を問わず多くの人に参加できるように出前講座の内容を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員や公共機関などの職員が出向き、市政や福祉、健康、環境、防災など、66講座について、出前講座を実施しています。 	社会教育課								
<p>学校と地域の連携、学校支援地域ボランティア事業の継続など</p>	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会で、学校と地域が連携した取組を行います。また、学校支援地域ボランティア事業の継続や福祉に関する学習に関わるボランティアの育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動事業（旧学校支援地域ボランティア事業）については、推進員2人を設置し、地域ボランティアの協力により、学校のニーズに応じた学習などの支援を実施しています。 学校と協議し、授業の支援や登下校時の交通指導、コロナ禍においては校内の消毒作業など、様々な方法で連携を図っています。 	市民協働課 社会教育課								

【社協の役割】

第3期計画取組内容	実施状況																
ボランティアセンターの強化	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の拠点としてボランティアセンターの強化を図ります。 ボランティアセンターの役割として、活動を行う住民や団体が、活動しやすい環境や体制を整備し、活動や災害ボランティアの支援を行っています。 地域住民へのボランティア活動の情報提供や啓発を実施しています。 																
ボランティアリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア養成講座や学習会を行い、ボランティアリーダーの育成や新しいボランティア活動につなげます。 令和元年度より、生活支援ボランティアの人材育成を目的に、暮らしねっとサポーター養成講座を年2回開催しています。 講座を終了されたサポーターにより、住民主体の有償ボランティアが立ち上がり、生活支援活動の後方支援を行っています。 <p>【暮らしねっとサポーター養成講座修了者】</p> <table border="1" data-bbox="930 775 1444 916"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>第1回 23人</td> <td>第2回 21人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>第3回 23人</td> <td>第4回 13人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td colspan="2">第5回 18人</td> </tr> </table>	令和元年度	第1回 23人	第2回 21人	令和2年度	第3回 23人	第4回 13人	令和3年度	第5回 18人								
令和元年度	第1回 23人	第2回 21人															
令和2年度	第3回 23人	第4回 13人															
令和3年度	第5回 18人																
ボランティア環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも、何時でも気軽にボランティアが出来るようなボランティア環境を整えます。 気軽にボランティアを体験できるように、様々なボランティア活動を住民に広く呼びかけています。地域支え合い事業へのボランティア、こども食堂、こども宅食のボランティア、ボランティア体験月間のボランティア体験など、幅広い世代で意欲的に活動できる人材育成につなげています。 <p>【ボランティア活動実績】</p> <table border="1" data-bbox="920 1189 1463 1697"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年</td> <td>地域支え合い事業ボランティア</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>二日市福祉バザー（作業ボランティア）</td> </tr> <tr> <td>7～8月</td> <td>夏休みボランティア体験月間（中高生活動ボランティア）</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>県下一斉ボランティアの日（清掃ボランティア）</td> </tr> <tr> <td>毎月1回</td> <td>こども食堂（遊び相手とカレー作りボランティア） こども宅食（仕分けボランティア）</td> </tr> <tr> <td>毎週1回</td> <td>わくわく・お出かけサロン（サロン及び付き添いボランティア）</td> </tr> <tr> <td>令和3年 2月</td> <td>コロナ禍での特別企画（小学生メッセージボランティア） 往復はがきによる笑顔の応援メッセージ 子ども⇄高齢者</td> </tr> </tbody> </table>	実施月	活動内容	通年	地域支え合い事業ボランティア	2月	二日市福祉バザー（作業ボランティア）	7～8月	夏休みボランティア体験月間（中高生活動ボランティア）	8月	県下一斉ボランティアの日（清掃ボランティア）	毎月1回	こども食堂（遊び相手とカレー作りボランティア） こども宅食（仕分けボランティア）	毎週1回	わくわく・お出かけサロン（サロン及び付き添いボランティア）	令和3年 2月	コロナ禍での特別企画（小学生メッセージボランティア） 往復はがきによる笑顔の応援メッセージ 子ども⇄高齢者
実施月	活動内容																
通年	地域支え合い事業ボランティア																
2月	二日市福祉バザー（作業ボランティア）																
7～8月	夏休みボランティア体験月間（中高生活動ボランティア）																
8月	県下一斉ボランティアの日（清掃ボランティア）																
毎月1回	こども食堂（遊び相手とカレー作りボランティア） こども宅食（仕分けボランティア）																
毎週1回	わくわく・お出かけサロン（サロン及び付き添いボランティア）																
令和3年 2月	コロナ禍での特別企画（小学生メッセージボランティア） 往復はがきによる笑顔の応援メッセージ 子ども⇄高齢者																
まちづくり協議会との連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会との連携・調整を行い、より良い体制づくりを目指します。 年3回の地域福祉推進会議の開催について、開催期日や会議内容などを事前に協議し、開催しています。 																
地域福祉推進員の役割の明確化と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進員の役割の明確化と活動内容の理解を求め、地域のリーダー的存在として、地域で位置づけられるよう支援します。 毎年、地域福祉推進会議を年3回開催し、第1回目の推進会議の場で、地域福祉推進員の役割について説明し、理解を求めています。 各自治会組織の中で地域福祉部会などの設置を要望しています。 																

(2) 思いやりを育む福祉教育の推進

【行政の役割】

第3期計画取組内容	実施状況	担当																					
市民活動支援センターの整備と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体活動支援のために、今後も利用しやすい市民活動支援センターの整備を行い、利用促進を行います。 ブラインドの取り付けや剥離洗浄を行い、市民団体が活用しやすい、市民団体の交流の場となるような環境整備や、パンフレットスタンドなどの備品を整備しています。 	市民協働課																					
意識の醸成とボランティアの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の醸成に努め、ボランティアの輪が広がるよう推進します。 ボランティアセンター運営補助金により、担当職員をボランティアセンターに配置し、各種ボランティアグループなどの育成、登録、斡旋を行い、活動の支援・連絡調整を実施しています。 生活支援ボランティア育成事業を実施し、受講生が有償ボランティアとして活動しています。 災害時におけるボランティアセンターの運営方法を実際に体験する訓練を行うなど、協力体制を強化しています。 	市民協働課																					
まちづくり協議会と地域福祉推進会議の連携による地域福祉の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各まちづくり協議会の中の福祉部門と4中学校区ごとに開催している既存の「地域福祉推進会議」とを連携させ地域福祉の強化につなげるよう推進します。 まちづくり協議会では、福祉部会が設置され、地域福祉推進活動として、声かけ運動や百歳体操への支援などを実施しています。 <p>【まちづくり協議会での活動実績】</p> <table border="1" data-bbox="919 1122 1385 1709"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>年度</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>真幸</td> <td>平成 29～令和 2</td> <td>花いっぱい運動・健康づくりウォーキング大会</td> </tr> <tr> <td>加久藤</td> <td>平成 29～令和 2</td> <td>グラウンドゴルフ大会・一人暮らし支援活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">飯野</td> <td>平成 29</td> <td>認知症学習会の開催・声かけ運動</td> </tr> <tr> <td>平成 30</td> <td>AEDの取扱、心肺蘇生法の講習</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>認知症学習会の開催・声かけ運動（コロナ感染拡大防止のため中止）</td> </tr> <tr> <td>令和 2</td> <td>健康に関する事業開催</td> </tr> <tr> <td>上江</td> <td>平成 30～令和 2</td> <td>高齢者グラウンドゴルフ大会</td> </tr> </tbody> </table>	地区	年度	活動内容	真幸	平成 29～令和 2	花いっぱい運動・健康づくりウォーキング大会	加久藤	平成 29～令和 2	グラウンドゴルフ大会・一人暮らし支援活動	飯野	平成 29	認知症学習会の開催・声かけ運動	平成 30	AEDの取扱、心肺蘇生法の講習	令和元	認知症学習会の開催・声かけ運動（コロナ感染拡大防止のため中止）	令和 2	健康に関する事業開催	上江	平成 30～令和 2	高齢者グラウンドゴルフ大会	市民協働課
地区	年度	活動内容																					
真幸	平成 29～令和 2	花いっぱい運動・健康づくりウォーキング大会																					
加久藤	平成 29～令和 2	グラウンドゴルフ大会・一人暮らし支援活動																					
飯野	平成 29	認知症学習会の開催・声かけ運動																					
	平成 30	AEDの取扱、心肺蘇生法の講習																					
	令和元	認知症学習会の開催・声かけ運動（コロナ感染拡大防止のため中止）																					
令和 2	健康に関する事業開催																						
上江	平成 30～令和 2	高齢者グラウンドゴルフ大会																					
地域福祉推進員の周知と地域福祉推進活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進員の役割を周知し、各自治会での地域福祉推進活動への促進を進めていきます。 地域住民で支えることを目的に、自治会ごとに地域福祉推進員を配置し、年2回地域福祉推進会議を開催しています。 地域福祉推進会議では、地域の課題や困りごとについて、自治会長、民生委員・児童委員などで協議を実施しています。 	福祉課																					

【社協の役割】

	第3期計画取組内容	実施状況
「福祉に関する学習」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校側への働きかけやPRを行い「福祉教育」をさらに充実していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の福祉に関する学習として職員を派遣し、高齢者疑似体験、車いす体験などを実施し、児童、生徒の福祉意識の向上を図り、福祉体験を通じて自分たちはどうしたらよいのか考える場となっています。
「地域支え合い事業」の活動把握と支援	<ul style="list-style-type: none"> 「地域支え合い事業」での世代間交流、子育て支援との交流、地域ごとの伝統行事や郷土芸能の伝承活動など地域の活動の把握に努め、積極的に支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館での地域支え合い事業の中で、月1、2回程度、世代間交流として、高齢者と地域子育て支援センターに通う乳幼児、母親との交流会を実施しています。
ボランティア体験できる体制の整備とボランティア意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じてボランティア体験できる体制を整備し、ボランティア意識の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、ボランティアが必要な行事などにおいて、随時ボランティアセンターよりボランティア団体や中高生に呼びかけながら、気軽に参加できる雰囲気づくりに努めています。

3. お互いに支え合う地域づくり

(1) お互いに支え合う活動の活性化

【行政の役割】

	第3期計画取組内容	実施状況	担当
見守りネットワーク体制づくりの検討と推進	<ul style="list-style-type: none"> 現状の地域での見守りネットワーク体制づくりを検討し、支援を必要としている対象者を必要な福祉サービスにつなげるよう推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の見守り事業については、「緊急通報システム」を導入しています。また、社会福祉協議会に「配食サービス」を、市内4事業所の在宅介護支援センターに訪問を基本とする「総合相談等窓口運営事業」を委託しています。 	介護保険課
地域支え合い事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業の全自治会実施を目標とし、事業について地域住民へ広く周知するとともに地域住民で支え合う相互扶助の体制の確立を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生きがいづくりと介護予防として、ボランティアによる昼食支援や社会福祉協議会による健康チェック、講座などを実施し、モデル事業を取り入れた実施につなげました。 地域住民同士の顔の見える関係の構築を目的として、地域住民の地域福祉の推進と意識向上を図るとともに、地域に根付いたボランティア育成につなげています。 	福祉課
子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策推進のために、関係機関などと連携・協働し支援体制の整備を行うとともに、コーディネーターなど人材育成を行い、実効性のある事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年に「えびの市子どもの未来応援協議会」を設置し、定期的に協議会を開催し、関係機関などと連携を図っています。 コーディネーターを配置し、講演会や出前講座を行い、事業などの周知や啓発を実施しています。 制服のリユース事業や子ども食堂やこども宅食の運営支援を実施しています。 	こども課
安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「えびの市自殺対策行動計画」に基づく様々な施策を通して、つながりを大切にしたい安心して暮らせる地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「えびの市自殺対策行動計画第2期計画」（平成31年策定）に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのないえびの市」の実現を目指し、関係機関などと連携して事業を推進しています。 	健康保険課
認知症高齢者などの支援事業の展開など	<ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解者を増やしていく取組を行うとともに、地域性も考慮しながら、誰もが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けていける地域づくりを推進していきます。また、認知症高齢者などやその家族の支援を目的とした事業展開を図るとともに、認知症の人を介護する方が状態に応じて必要とする社会資源や情報をわかりやすくまとめた認知症ケアパスの作成及び活用啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解者を増やしていく取組として、認知症サポーター養成講座を行っています。 また、認知症ケアパス「えびの市認知症ガイドブック」を作成し、市内全世帯へ配布しています。 認知症に関する相談窓口の周知や啓発に努めています。 	介護保険課
避難行動要支援者名簿などの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿作成や地域の見守りに必要とする住民名簿については個人情報情報の取扱いに考慮し、情報提供については検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進会議において、災害時の避難行動要支援者などの情報共有を自治会長、民生委員・児童委員などで行い、避難行動要支援者名簿を提供しています。 地域福祉活動の充実を図るため、民生委員・児童委員に、必要な個人情報を提供しています。 	福祉課

【社協の役割】

第3期計画取組内容	実施状況												
<p>地域主体の見守り活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に対し、地域見守りネットワークの実践に向けた支援及び必要性などについて学習する機会を設け、地域主体の見守り活動が円滑に進むよう支援します。 ・民生委員・児童委員や地域支え合い事業ボランティアなどの協力をいただき、地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携を図りながら、地域の見守りや緊急時の対応に努めています。 ・「ささえあい通信」、「チャレンジノート」配布を地域支え合い事業のボランティアの方に手伝っていただき、同時に安否確認、声かけを行ってもらっています。 ・企業の賛同をいただき、「みな・ほっと見守り応援隊」として、事業者に配達時の見守り協力と異変があった時の通報、連絡体制を構築しています。 												
<p>地域支え合い事業の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の市内全域への拡充を目指し、誰もが参加しやすくなるような魅力ある内容を企画し、地域住民主体で運営されるよう支援します。 <table border="1" data-bbox="986 748 1329 983"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>52地区</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>50地区</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>52地区</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>48地区</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49地区</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業開催地区数 ・在宅介護支援センター、交通安全協会などの協力で新しい情報を発信できる場として支え合い事業を実施しています。 ・コロナ禍の影響で、開催形式も集い型、見守り訪問型を並行しながら、選択方式で展開しています。 	年度	地区数	平成29年度	52地区	平成30年度	50地区	令和元年度	52地区	令和2年度	48地区	令和3年度	49地区
年度	地区数												
平成29年度	52地区												
平成30年度	50地区												
令和元年度	52地区												
令和2年度	48地区												
令和3年度	49地区												
<p>地域福祉の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくり協議会の中の福祉部門と4中学校区ごとに開催している既存の「地域福祉推進会議」と連携し、地域福祉の強化を推進します。 ・年3回の地域福祉推進会議を市と共同で実施しています。地域福祉推進会議は、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員が一堂に会する必要な機能として、地域の課題や防災など、地域福祉の連携強化を図っています。 ・令和2年度は、住民のニーズ把握として、地域支え合い事業を実施している地区のボランティア、自治会長、民生委員・児童委員に対して、将来の困りごとや自分にできる助け合い活動などに関するアンケート調査を約800人の方に実施し、今後の地域福祉の推進に役立てています。 												
<p>ファミリー・サポート・センター事業の体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業の「お願い会員」のニーズに対応出来るよう「おたすけ会員」の養成と研修を行い、会員を増やし、安定した預かり体制を整備します。 ・令和2年度、おたすけ会員養成講座実施後、現在、12人のおたすけ会員で活動を実施しています。随時、連携をとりながら、ともに安心できる預かり体制づくりに努めています。 ・送迎支援での運転に対する負担感が大きいとの声もあり、移動サービス自動車保険に加入し、安全に活動が行えるようにサポートしています。 												

(2) 地域住民の交流促進

【行政の役割】

第3期計画取組内容	実施状況	担当																																	
地域活性化活動の支援と関係団体などの連携	<ul style="list-style-type: none"> 今後全地区でのまちづくり協議会の設立を提案し、地域活性化に向けた活動への支援を行っていきます。また、継続的に「地域福祉推進大会」など、地域住民が身近に地域福祉について考えていく場を設けるなど地域活動の活性化に向けて社会福祉協議会、関係団体と連携していきます。 	市民協働課																																	
学校との連携強化と学校支援地域ボランティア活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 今後、さらに学校との連携を密にし、地域と学校との関わりを深めていきます。また、学校支援地域ボランティアの活動支援を継続します。 	社会教育課																																	
世代間交流体験活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き世代間交流体験活動に対する補助を行い、継続的な活動の実施を支援し、より多くの自治会での実施を推進します。 <p style="text-align: center;">【事業の実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="908 1030 1385 1319"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">自治会</th> <th rowspan="2">事業数</th> <th colspan="3">参加人数</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>大人</th> <th>子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>57</td> <td>117</td> <td>5,089</td> <td>3,440</td> <td>1,649</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>59</td> <td>129</td> <td>5,718</td> <td>4,142</td> <td>1,576</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>61</td> <td>145</td> <td>5,957</td> <td>4,247</td> <td>1,710</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>57</td> <td>108</td> <td>3,472</td> <td>2,838</td> <td>634</td> </tr> </tbody> </table>	年度	自治会	事業数	参加人数			合計	大人	子ども	H29	57	117	5,089	3,440	1,649	H30	59	129	5,718	4,142	1,576	R1	61	145	5,957	4,247	1,710	R2	57	108	3,472	2,838	634	市民協働課
年度	自治会				事業数	参加人数																													
		合計	大人	子ども																															
H29	57	117	5,089	3,440	1,649																														
H30	59	129	5,718	4,142	1,576																														
R1	61	145	5,957	4,247	1,710																														
R2	57	108	3,472	2,838	634																														
ボランティア活動参加促進への環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 平日は、仕事で参加できない住民も休日に参加できるよう、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。 	市民協働課																																	

【社協の役割】

	第3期計画取組内容	実施状況
住民と団体との連携推進、地域行事の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、住民が広く参加できるイベントや地域行事の開催を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や福祉団体などへ、社協だより、ホームページなどを活用し、情報発信を行っています。 ボランティア団体主催の「ボランティアまつり」の開催を支援しています。 地域との絆を持ち続けることを念頭に、「チャレンジノート」の発行や「笑顔の応援プロジェクト」などを行ない、「つなぐ」「つながる」強化に努めています。
担い手確保と啓発や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動を支える担い手確保のため、福祉施設やボランティア団体などとの連携のほか、地域住民に対し様々な啓発や情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃より、地域住民やボランティア団体、福祉施設などと連携を取りながら、住民の意識改革及び担い手確保の推進に努めています。 地域住民や福祉団体などへ、社協だより・ホームページなどを活用し、様々な啓発や情報発信を行っています。

4. 安心して暮らせる環境づくり

(1) 地域の防災・防犯への連携強化

【行政の役割】

	第3期計画取組内容	実施状況	担当
防災に関する活動や組織強化支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治会単位での自主防災組織やまちづくり協議会における防災に関する活動や組織強化を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立に関する住民説明会において、自主防災組織の重要性などの説明を行い、防災意識の高揚を図っています。 自主防災組織の活動内容などを「自主防災だより」で市民に紹介し、自治会での活動の活性化につなげています。 まちづくり協議会が実施する防災講座及び防災訓練の支援を行っています。 	基地・防災対策課
防災訓練の協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治会で防災訓練を実施する際など、関係機関の協力を得ながら協力・支援を行います 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会などが防災講座や防災訓練を実施する際、地域の特性を考慮した事例をもとに自助・共助の重要性などについて講話を実施しています。 防災訓練では、地域の特性に合わせた訓練内容の打ち合わせ、関係機関との調整、資機材の調達などを支援し、訓練の重要性や、防災意識の醸成を図っています。 	基地・防災対策課
避難行動支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者と避難支援協力員との意思疎通を強化し、災害時にスムーズな避難行動が行えるように活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進会議を年2回開催し、自治会長、民生委員・児童委員などと災害時における避難行動要支援者などの情報を共有しています。 社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進会議などにおいて、避難行動要支援者の把握と避難支援協力員の確認を実施しています。 自治会などで実施している防災訓練では、避難支援協力員が避難行動要支援者と連絡を取り合う情報伝達訓練などを実施しています。 	福祉課 基地・防災対策課
防犯体制づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会の実態に沿った形で、平常時からの見守りを含めた防犯体制づくりの支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察署や地区防犯協会などと連携し、防犯パトロールを行うとともに、市内店舗などでの防犯キャンペーンも実施しています。 夏祭りなどのイベントでの見回り活動や青パト隊のパレードによる啓発活動など、防犯活動を年10回程度、実施しています。 地域安全運動期間中の防犯連絡所でののぼり旗掲揚の促進や地域・交通安全ニュースによる交通・防犯に関する情報の提供により、防犯体制づくりを支援しています。 	基地・防災対策課

第3期計画取組内容		実施状況	担当
災害時などの支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉支援システムの的確な情報の更新を行いながら、災害時などにおける地域での支援体制の確立を図ります。また、地域福祉支援システムの効果的な運用を行い、要支援者について各自治会と行政が情報を共有し役割分担などを明確化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進会議を年2回開催し、自治会長、民生委員・児童委員などと災害時における避難行動要支援者などの情報を共有しています。 避難行動要支援者名簿を警察、消防の関係機関に提供し情報を共有しています。 	福祉課 基地・防災対策課

【社協の役割】

第3期計画取組内容		実施状況
自主防災組織確立と地域防災ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の確立に向けて、福祉マップや防災マップなどの作成を指導及び支援を行うと共に地域防災ボランティアの育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進会議やまちづくり協議会からの要請により、災害に備えた福祉マップや防災マップを作成するための指導を行っています。
学習する機会の創設	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防犯体制の充実や住民一人ひとりの防犯に関する意識の高揚を図るため、地域支え合い事業開催時などに学習する機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業の中で、交通安全協会や防犯協会などの講座を取り入れ、定期的に啓発活動及び学習会を開催しています。
避難行動要支援者の情報把握・体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域での避難行動要支援者の情報把握・安否確認の体制づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、市が整備している自治会の避難行動要支援者の情報を共有し、安否確認確保の体制づくりを支援しています。 民生委員・児童委員の協力のもと、令和3年度は「安心お助けきずなカード」の見直しを実施しています。市内、約1200人の方の自宅の冷蔵庫に、緊急時の連絡先や服薬が記載されたマグネットシートを張り、警察署や消防署と連携をとり、緊急時の情報活用に繋げています。
防災ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> 防災ボランティアの養成を日常的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 随時、市内のボランティア団体及び青年部などに呼びかけ、防災ボランティアの養成及び防災訓練を実施しています。 令和2年3月災害ボランティアセンター運営訓練を実施しています。

(2) みんなで支える健康づくりの推進

【行政の役割】

第3期計画取組内容	実施状況	担当								
「第2次健康日本21えびの市計画」の推進と生活習慣病発症予防などの充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病発症予防の取組として、訪問指導を実施しています。 重症化予防の取組として、糖尿病管理台帳を作成し、糖尿病性腎症重症化予防に努めています。 特定健診受診者で一定の数値以上の方へ受診勧奨を行い、早期腎症を発見するために、検査を実施しています。 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に沿い、必要な方へ保健指導を実施しています。 	健康保険課								
運動を動機づけられる取組実施	<ul style="list-style-type: none"> 「なぜ、運動が必要か」についてのメカニズムの理解を健診結果説明会などの場で説明し、運動の動機づけができるよう取り組んでいます。 健診結果説明会や保健指導の際、生活の中に運動を取り入れることの効果や身体に与える影響について説明しています。 	健康保険課								
「はつらつ百歳体操」の実施と推進	<ul style="list-style-type: none"> 「はつらつ百歳体操」をすべての自治会に充実させ、運動だけでなく各自治会の実情にあった地域の支え合いの拠点となるよう推進していきます。 「はつらつ百歳体操」として、口腔ケアや脳トレなども取り入れた取組を実施され、ほとんどの自治会が取り組んでいます。 はつらつサポーターが中心となり、「通いの場」の運営を実施しています。 <p>【はつらつ百歳体操の実施状況】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>55自治会</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>61自治会</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>63自治会</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>62自治会</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	55自治会	平成30年度	61自治会	令和元年度	63自治会	令和2年度	62自治会	介護保険課
平成29年度	55自治会									
平成30年度	61自治会									
令和元年度	63自治会									
令和2年度	62自治会									
健康教育などの継続	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりリーダー育成という形ではなく、地域福祉推進員が健診や健康づくりについての理解を深めていただくための健康教育などを継続して取り組みます。 70歳医療受給者証交付時や、はつらつサポーター養成講座などの出前講座の依頼により健康教育を実施しています。 	健康保険課								
体力測定などの取組	<ul style="list-style-type: none"> 体力測定などを積極的に取り組みます。 スポーツ庁が実施している「体力・運動能力調査」を活用し、まちづくり協議会及びスポーツ推進委員と連携し、体力テストを実施しています。 	社会教育課								
高齢者の健康増進	<ul style="list-style-type: none"> 「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、スポーツ教室などを開設しながら、高齢者の健康増進を図ります。 高齢者がスポーツを通じて、体力向上と健康増進、相互の交流及び親睦を深めるため、総合型地域スポーツクラブや各種競技団体に新規に加入した場合に2,000円を助成する加入促進事業を展開しています。 	社会教育課								
高齢者が活躍できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が社会の重要な一員として地域の中で生きがいを持って活躍できるような環境づくりに努めます。 会員の高齢化や役員の担い手不足により、活動を休止せざるを得ない高齢者クラブもあるため、再開に向けて、高齢者クラブ役員と連携を図っています。 	福祉課								

【社協の役割】

	第3期計画取組内容	実施状況
健康づくり事業の展開、各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市保健師と連携した地域の健康づくり事業を展開し、地域福祉と健康づくりが一体となった各種講座や学習会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「健康日本21」の目標に沿って、市や関係機関と協働で健康づくりの取組を実施しています。 市保健師や地域包括支援センターなどと連携し、各種会合、地域支え合い事業などで、健康づくりの講話や情報提供を実施しています。 介護者のつどい開催時、介護者の心身のリフレッシュと健康増進のために、心の健康や介護者自身の介護予防、健康講話を実施しています。
健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い事業などを通じて、地域住民の健康づくりのための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間通じて開催している地域支え合い事業の中で、健康に関する話題や情報提供、食生活改善推進員によるみそ汁の塩分測定、介護予防のために健康体操、脳・トシなどを実施しています。 定期的な地域への情報発信の場となり、健康に対する住民の意識の向上につながっています。

第4章 基本理念及び基本目標と重点取組

第4章 基本理念及び基本目標と重点取組

1. 基本理念

地域には、子どもから高齢者、障がいのある人、複雑な問題を抱えている人など様々な人が暮らしています。今まで生活してきた地域で今後も安心して暮らしていくためには、地域で住民がつながり、お互いに支え合う体制をつくり、維持していくことが重要です。その他にも、身近で相談できないことや解決できない問題については、支援機関や相談窓口を設置し、適切に対応できる仕組みづくりも重要になります。

また、現在本市では、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者単身世帯の増加、生活の多様化などにより、社会的な孤独・孤立問題や複雑化・複合化した問題が増加しています。これらの問題を解決させるためにも、地域でつながりを重視し、人と人、人と社会がつながり、地域、暮らし、生きがいをともにつくる「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要となります。

以上のことから、本市では「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち ～地域共生社会の実現～」を基本理念に掲げ、地域住民がお互いに支え・支えられる関係をつくり、多様な在り方を受け入れ、誰もが自分らしくいきいきと、暮らすことができるまちづくりを推進します。

住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、
安心して暮らし続けられるまち

～ 地 域 共 生 社 会 の 実 現 ～



2. 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり

人と人とのつながりや住民主体の支え合う活動を基本とし、行政・社会福祉協議会などが一体的に支援を行うことで、「できることから助け合う、支え合う」まちづくりを推進します。

(2) 基本目標Ⅱ 地域を支える担い手づくり

地域活動やボランティア活動への理解と参加を周知するとともに、人材の育成・掘り起こしを行い、地域福祉の推進に努めます。また、社会的な孤立をなくし、生きがいとなるような活動の場づくりも行います。

(3) 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

地域で誰もが安心して、自分らしく生活していくための環境の整備、情報発信、相談体制の充実、健康維持などの取組を推進します。

3. 重点取組

本市では、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるために、地域福祉を推進する「4つの重点取組」を設定します。



①地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

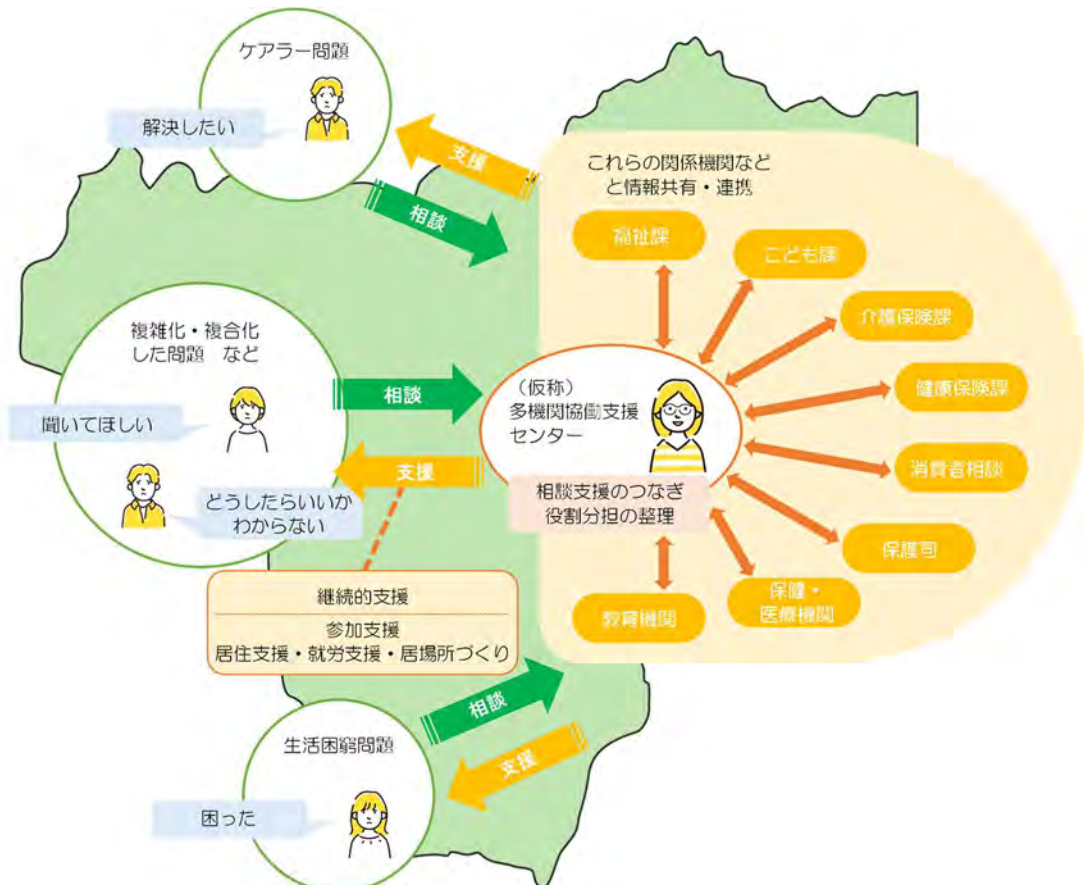
誰もが住み慣れた地域で適切な福祉サービスを受けることができ、自分らしく暮らしていくためには、地域住民の複雑化・複合化した課題に対し、断らない包括的な支援体制を整備することが重要になります。

本市では「(仮称)多機関協働支援センター」を拠点とし、下表の3つのポイントを踏まえながら各関係機関と連携して、課題解決に努めます。また、課題解決が困難な場合でも、伴走的に支援する仕組みの構築に努めます。

【包括的支援体制整備の3つのポイント】

・相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止める ・複雑化・複合化した支援ニーズに関係機関と連携して対応
・参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応 ・本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する支援
・地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会からの孤立を防ぐ ・地域における世代間交流や多様な活躍の場を確保

【包括的支援体制整備(イメージ)】





②住民主体のまちづくりのための人材育成・発掘

人口減少、少子高齢化の影響により地域で行事や地域活動を行うことが難しくなっています。また、現在活動を行っている人も5年後、10年後も現在と同様に活動を続けていくことができるかという問題もあります。そのため、住民に地域活動や行事の重要性を伝え、地域の福祉活動を盛り上げるために情報発信、人材の育成、確保、活動を取りまとめるリーダーの掘り起こしなどを支援します。また、福祉専門職の人材不足も大きな課題となっているため、関係機関と連携した確保体制の構築を目指します。

【人材育成などに関する取組】

地域の福祉活動を担う人材(ボランティア活動、行事、見守りなど)

- 地域活動の重要性の周知
- 福祉学習の場の提供
- リーダーの掘り起こし
- ボランティアセンターの利用促進

福祉サービスを担う人材(福祉専門職)

- ハローワークなどの関係機関と連携
- 福祉職の重要性の周知



③安心・安全のための防災力の強化

近年、自然災害の増加により、災害に対する住民の不安は大きくなっています。現在、本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人が、迅速に避難できるように避難行動要支援者名簿を作成し、支援体制構築に努めています。今後も、住民が安心・安全に避難できるように避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者個別計画を整備し、より迅速に避難できる体制の構築に努めます。

【特に重点を置く3つの取組】

避難行動要支援者 個別計画

避難支援協力員の
マッチングなど、個
別計画の整備を行
います。

避難行動要支援者 の把握

避難行動要支援者名
簿を定期的に更新し
ます。

災害時の 情報提供

ホームページや
SNSを使い、迅速
な情報提供を行いま
す。



④地域の住民間での支え合い体制の構築

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域住民主体でお互いが支え合う関係性をつくるのが、地域福祉を推進する上で重要です。そのため、各関係機関が連携を図るとともに、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員などを核として、地域の実情に合った住民同士の助け合いの輪を広げる支援を行います。

地域支え合い事業の活性化と助け合い・支え合いの輪を広げる



4. 施策の体系

基本理念	基本目標	分野別施策
<p>住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち 地域共生社会の実現</p>	<p>I みんなで支え合う地域づくり</p>	<p>(1) 地域福祉を推進する仕組み・体制づくり</p> <p>(2) お互いに支え合う活動の活性化</p> <p>(3) 地域住民の交流促進</p>
	<p>II 地域を支える担い手づくり</p>	<p>(1) 地域福祉を担う人材の育成</p> <p>(2) 地域で活躍できる場の創出</p>
	<p>III 安心して暮らせる環境づくり</p>	<p>(1) 福祉サービスが利用しやすい環境づくり</p> <p>(2) 誰もが安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(3) みんなで支える健康づくり</p> <p>(4) 地域の防災・防犯への取組</p> <p>(5) 再犯防止の支援（再犯防止推進計画）</p>

分野別施策 (えびの市)	分野別施策 (社会福祉協議会)
①包括的な支援体制の構築 重① ②地域活動の継続のための支援 ③まちづくり協議会と地域福祉推進会議の連携強化 ④地域福祉推進会議を軸にした地域福祉ニーズの把握と対応	①多機関と協働した包括的な支援体制の構築 ②ボランティア活動を軸にした身近な助け合い・支え合い体制の構築 ③まちづくり協議会との連携による人材育成の強化 ④福祉団体の支援
①地域福祉活動の推進 重④ ②高齢者の見守り事業の実施 重④ ③地域活動などに関する情報の発信 ④福祉に関する活動への意識の啓発	①新たな地域支え合い事業への取組 ②見守り活動への活性化と意識の向上 ③地域福祉の重要性の周知 ④助け合い・支え合い活動の推進 ⑤学校と連携した福祉に関する体験学習の充実
①保護者の不安解消の場としての提供及び情報発信 ②世代間交流の推進 ③市民団体の交流の場の環境整備及び利用促進 ④地域学校協働活動事業による学校との連携	①住民同士を「つなぐ」「つながる」活動の推進 ②世代間交流や子育て支援、地域活動への継続支援 ③地域の居場所づくり支援 ④魅力ある交流などの企画
①ボランティア活動の普及・啓発及びボランティアセンターの利用促進 重② ②生活支援ボランティア育成事業などの実施 重② ③福祉サービス事業所などと連携した福祉専門職などの確保 重② ④出前講座の活用促進	①ボランティアセンターの機能拡充 ②安心して暮らし続けることのできる地域づくり ③ボランティア活動への意識改革 ④地域福祉推進員の支援 ⑤活動を支える担い手確保のための啓発や情報提供
①地域活動や地域行事の継承 ②地域の活動を担う人材の交流の場の提供 ③住民の社会参加活動の場づくり ④地域活動の様子の紹介	①地域活動などの運営や開催の支援 ②地域の活動を担う人材の交流、育成の場の提供 ③地域住民への積極的な情報提供と学習機会の充実
①福祉サービスの適切な提供 ②地域福祉計画を上位計画とした個別計画の推進 ③身近な相談窓口の充実 重① ④地域ケア会議の開催 ⑤地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知拡大	①気軽に相談しやすい窓口及び適切なサービス提供 ②安心して生活を続けるためのあんしんサポート事業の実施 ③安心・安全なファミリー・サポート・センター事業の実施
①自立のための生活困窮者支援 重① ②成年後見制度の周知・拡大 重① ③子どもの貧困対策の推進 重① ④生きることの包括的な支援の実施 重① ⑤虐待防止と介護者などへの支援 ⑥認知症の正しい理解の啓発 ⑦障がい者支援の充実 ⑧バリアフリーの推進 ⑨移動支援及び買い物支援の推進 重④	①生活困窮者支援の充実 ②関係機関と連携した虐待防止の支援 ③認知症の理解の普及 ④権利擁護支援の充実
①「健康日本21 えびの市計画」の取組を推進 ②介護予防・重度化防止支援の充実 ③運動能力の向上のための取組 ④スポーツによる健康増進 ⑤高齢者の生きがいづくり	①健康づくりのための関係機関との連携 ②健康づくりの意識向上
①自主防災組織などの活動支援 重③ ②避難行動要支援者の支援の充実 重③ ③地域住民の防災意識の高揚 重③ ④防犯活動の充実	①住民の防災意識の高揚 ②防犯に関する情報提供 ③要支援者の把握 ④防災講座及び災害ボランティアセンター運営訓練の実施
①犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施 ②保護司会などと連携した相談支援実施 ③関係機関と連携した就労及び住居確保のための支援 ④適切な保健医療及び福祉サービスの提供 ⑤犯罪及び非行の未然防止 ⑥犯罪被害者への支援	①犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施 ②青少年非行防止及び青少年の健全育成のための広報の実施

重点取組と関連する項目には、例) 重①

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり

(1) 地域福祉を推進する仕組み・体制づくり

住民主体の支え合う活動を基本とし、解決できない問題は行政・社会福祉協議会などが一体的になって支援を行い、住民・地域・社会全体で支え合うまちづくりを行います。

現 状

地域福祉推進会議において、地域における生活課題などの把握や災害時における避難行動要支援者の情報共有を行うなど、地域で支え合う福祉活動を実施しています。

また、まちづくり協議会では、地域福祉推進活動として、「声かけ運動」、「はつらつ百歳体操への支援」、「子ども食堂」などが実施されています。

市民アンケート調査では、近所の方から手助けを求める声が多い一方で、実際に手助けを受けた経験がある人は少ない状況となっています。

課 題

地域で支え合う関係を構築するためにも、気軽に助け合いができる環境・仕組みづくりが必要となります。また、地域における問題の発見と解決のためには、住民主体による「お互いを支え合う」活動とそれを公的に支える仕組みが重要になります。

そのため、地域住民間の連携だけでなく、地域福祉に関する様々な機関（団体）などと連携を強化し、「お互いを支え合う」仕組みづくりを行う必要があります。

具体的な取組

行政の取組



- ①包括的な支援体制の構築 **重①**
- ②地域活動の継続のための支援
- ③まちづくり協議会と地域福祉推進会議の連携強化
- ④地域福祉推進会議を軸にした地域福祉ニーズの把握と対応

社協の取組



- ①多機関と協働した包括的な支援体制の構築
- ②ボランティア活動を軸にした身近な助け合い・支え合い体制の構築
- ③まちづくり協議会との連携による人材育成の強化
- ④福祉団体の支援

重点取組と関連する項目には、例) **重①**

①包括的な支援体制の構築（福祉課）

住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の定例会を通じて、公的な福祉サービスの情報提供に努めています。

高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきました。しかし、地域住民の問題は複雑化・複合化しており、分野ごとの縦割りの対応では、解決できなくなっています。そのため、既存の相談支援などの取組を活かしつつ、関係各課及び関係機関との連携を強化し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指します。

②地域活動の継続のための支援（市民協働課／福祉課）

本市では、まちづくり協議会で福祉部会の設置、子ども食堂の実施など、地域の課題にあわせて地域活動の推進を行っています。

今後も地域福祉活動の活性化に向けて、継続的に地域住民が身近に地域福祉について考えていく場を設けるなど、関係機関と連携を図り支援します。

③まちづくり協議会と地域福祉推進会議の連携強化（市民協働課）

まちづくり協議会では、福祉部会が設置され地域福祉推進活動として、「声かけ運動」や「はつらつ百歳体操の支援」などが行われています。

地域が抱える諸問題や社会状況に合わせた新しい生活様式などの現状に即した新たな取組について、まちづくり協議会の福祉部会と地域福祉推進会議が連携し、地域の実情に合った支え合い活動ができるよう支援します。

④地域福祉推進会議を軸にした地域福祉ニーズの把握と対応（福祉課）

地域福祉推進会議において地域における生活課題、要支援者などについて共有し、地域における福祉ニーズを早期に把握、対応するため、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員及びその他の関係団体と連携強化を図ります。

①多機関と協働した包括的な支援体制の構築

サービスの質の向上に努め、今後、地域共生社会の実現のために、複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、より良質なサービスの提供ができるよう多機関と協働しながら、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

②ボランティア活動を軸にした身近な助け合い・支え合い体制の構築

ボランティアが必要な行事などにおいては、随時ボランティアセンターより呼びかけながら、気軽に楽しくボランティア体験が行えるような仕組みづくりを行っています。

また、今後も思いやりを育む福祉に関する学習の推進を念頭に置き、ボランティアの呼びかけの方法を見直しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代へのボランティア意識の向上につなげます。

③まちづくり協議会との連携による人材育成の強化

地域福祉を担う人材育成のために、まちづくり協議会との地域福祉活動の目的を共有し、今後、さらにまちづくり協議会と社会福祉協議会との連携強化を図ります。

④福祉団体の支援

必要に応じて行政と協議を重ねながら、各分野における福祉団体の課題解決に努め、福祉団体の存続のための支援を行います。

また、新たな福祉団体の発足のための情報提供や情報交換、発足後の活動が安定するまでの支援を行います。

住民の方へ

地域で取り組むこと

- 地域で自主的にちょっとした助け合いましょう。
- 今後の地域のことについて考えてみましょう。
- 市が開催する勉強会などに参加しましょう。
- 必要な時のためにどのような相談窓口があるか、確認してみましょう。



(2) お互いに支え合う活動の活性化

住み慣れた地域社会の中で誰もが生活するためには、「支え手」と「受け手」という関係を超えた「お互いに支え合う」まちづくりが重要です。そのためにも、本市では社会福祉協議会と協力して、地域の支え合い活動の活性化を支援し、地域の困りごとに関して、「できることから助け合う、支え合う」まちづくりを推進します。

現 状

本市では、地域で暮らす高齢者や障がいのある人などを支える活動として、「地域支え合い事業」を実施しています。事業内容については、地域住民が主体となって実施しているため、地域の意向を重視しながら支援を行っています。

市民アンケート調査で、高齢者の見守りの支援については、「協力したいがどこまで関わればいいのか分からない」との回答が4割となっており、活動を希望している潜在者が多くいると考えられます。

課 題

地域福祉活動に参加される方が限られた世代に偏ることや、新規の参加が少ないなどの課題があります。今後は、取り組んでいる活動内容を周知するとともに、関係機関と地域住民が協力し、活動の活性化を図る必要があります。

具体的な取組

行政の取組



- ①地域福祉活動の推進 **重④**
- ②高齢者の見守り事業の実施 **重④**
- ③地域活動などに関する情報の発信
- ④福祉に関する活動への意識の啓発

社協の取組



- ①新たな地域支え合い事業への取組
- ②見守り活動への活性化と意識の向上
- ③地域福祉の重要性の周知
- ④助け合い・支え合い活動の推進
- ⑤学校と連携した福祉に関する体験学習の充実

重点取組と関連する項目には、例) **重①**

①地域福祉活動の推進（福祉課）

人口減少に伴い、地域住民のつながりが希薄化しているため、地域支え合い事業が必要な市内全地区で実施できるように支援していく必要があり、今後も引き続き、地域住民で支え合い、顔の見える関係を築くことができるよう、地域住民の福祉活動の推進と意識向上に努めます。

②高齢者の見守り事業の実施（介護保険課）

高齢者の見守り事業については、本市独自の取組として、「①緊急通報システム」の導入、社会福祉協議会で実施している「②配食サービス」、市内4事業所の在宅介護支援センターに委託している「③総合相談等窓口運営事業」を実施しています。高齢化が進む中、高齢者の見守り体制整備は、大変重要な取組となっており、今後、総合相談等事業の対象者は増加することが見込まれることから、住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域での見守りネットワーク体制を継続して実施します。

③地域活動などに関する情報の発信（市民協働課）

自治会や地域の活動について、住民が把握、理解してもらうように、活動内容について積極的に情報を発信していきます。また、広報紙やホームページ（HP）などを通じて、地域のつながりの必要性についても周知を行います。

④福祉に関する活動への意識の啓発（福祉課）

身近にある困りごとについて、どのような支援を地域でできるかを、住民に考えてもらうことが必要です。福祉に関する様々な活動などに住民の参加を促し、地域での福祉活動へとつなげます。

①新たな地域支え合い事業への取組

近年の生活様式の変化により、地域での交流の場が減少しています。地域のつながりや活気を取り戻すためにも、住民が地域で顔を合わせる場が必要です。

これまでの地域支え合い事業を実施するにあたり、新たな生活様式の中で各自治会ならではの特色ある地域支え合い事業も取り入れながら、全地区で開催できるように取り組んでいきます。

②見守り活動への活性化と意識の向上

引き続き、地域で開催される地域支え合い事業での対象者の見守りや、「ささえあい通信」、「チャレンジノート」の定期的な発行による地域活動の情報発信や配布時の声かけ、見守り活動を行います。また、高齢者、障がいのある人への給食サービスの配達時に声かけを行い、利用者の安否確認を行います。

地域見守り応援活動として、市内の配達などを行う業者の協力を得て、配達時に異変があった場合に連携し、対応に努めます。

今後も幅広く日頃の見守り活動が活性化するように、住民の意識の向上を目指していきます。

③地域福祉の重要性の周知

地域福祉の重要性と社会福祉協議会の活動の役割を住民に理解していただくために、魅力ある広報紙づくりに努めます。また、紙媒体だけではなく、ホームページ（HP）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など、それぞれの特性を生かした広報活動を行います。

④助け合い・支え合い活動の推進

生活課題の解決のために、ちょっとした困り事は、地域の住民同士で解決できる助け合い活動を推進していきます。また、日中地域に住む住民が、いつでも気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進し、外出の少ない引きこもりがちな高齢者、障がいのある人、子育て世代の方々などの心の拠り所となる新たな支え合い活動を展開していきます。これらが地域で取り組んでいけるように、積極的に出前講座や座談会などを行い、助け合い、支え合い活動の推進を行います。

⑤学校と連携した福祉に関する体験学習の充実

高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験を行い、児童、生徒の福祉意識の向上を図っていきます。また、中高生に夏休みボランティア体験や地域福祉行事などへの参加を呼びかけ、ボランティアの育成に努めます。

今後も各学校との連携を強化し、将来を担う子どもたちに、普段の生活から気づきの感性を養える体験学習の充実を図ります。

住民の方へ 地域で取り組むこと

- 近所の人に挨拶をしてみましょう。
- 地域福祉に関する情報をホームページや広報紙などで見てみましょう。
- 役に立つ情報を地域で共有しましょう。
- 困っている人がいたら、声をかけてみましょう。



(3) 地域住民の交流促進

様々な地域行事の実施と参加促進を図り、人と人とのつながりを強化し、顔の見えるまちづくりを推進します。

現 状

高齢者に限らず、若い世代でも仕事や子育てなどの悩みを一人で抱えている人もいます。また、高齢化の進行や単身世帯の増加に伴い、近所付き合いが疎遠になり、孤立している人は少なくありません。そのため、地域の行事など、住民が交流する場に、参加しない、参加できない人が増えてきています。

子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分に発揮し、次世代を育む場として地域社会の再生を図るためにも、人と人、人と地域とのかかわりを重視する取組を推進していま

課 題

地域に子どもが少なくなり、育成会に加入する世帯も減少していることに伴い、行事への子どもの参加は年々減ってきています。そのため、誰もが行事に参加できるように行事開催についての広報を工夫し、様々な行事を住民に分かりやすく伝えることが必要となります。

また、次世代に受け継いでいきたい行事についても、体験する場を設けていくことが大切です。

具体的な取組

行政の取組



- ①保護者の不安解消の場としての提供及び情報発信
- ②世代間交流の推進
- ③市民団体の交流の場の環境整備及び利用促進
- ④地域学校協働活動事業による学校との連携

社協の取組



- ①住民同士を「つなぐ」「つながる」活動の推進
- ②世代間交流や子育て支援、地域活動への継続支援
- ③地域の居場所づくり支援
- ④魅力ある交流などの企画

重点取組と関連する項目には、例) 重①

①保護者の不安解消の場としての提供及び情報発信（こども課）

地域子育て支援センターは、子育て支援の拠点となる施設です。広く市民に周知する必要があり、広報紙やホームページ（HP）に加えソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用し、保護者が必要なときに必要な情報を入手できるよう、多様な情報発信に努めるとともに保護者同士の交流の場として提供し、子育て世帯の負担軽減や不安解消などにつなげます。

②世代間交流の推進（市民協働課）

自治会が主体となり、地域の子どもから大人までが一緒に参加して、世代間交流活動などを実施できるように支援します。

③市民団体の交流の場の環境整備及び利用促進（市民協働課）

市民団体が市民活動支援センターを活用しやすい場、市民団体の交流の場となるような環境整備を行ってきました。

今後も、交流の場としての環境整備及び利用促進を図ります。

④地域学校協働活動事業による学校との連携（社会教育課）

地域学校協働活動事業により、市内の小・中学校で地域ボランティアと連携して活動を行っています。

今後も継続して、事業の周知と新規ボランティアの確保を図り、地域住民などと学校との連携協力体制の推進を図ります。

①住民同士を「つなぐ」「つながる」活動の推進

住民同士の絆を大切に、日々、人と人の心を「つなぐ」「つながる」ことを念頭に活動しています。

今後も、地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、一人でも多くの住民が参加できる地域行事やイベントへの支援を行います。

②世代間交流や子育て支援、地域活動への継続支援

公民館での地域支え合い事業の中で、高齢者と地域子育て支援センターに通う乳幼児や母親との交流会や、中学生の高齢者宅の生活支援ボランティア体験などを通じて、世代間の交流の機会を設けます。

今後も、世代間交流や子育て支援、地域活動の機会を幅広く設け支援していきます。

③地域の居場所づくり支援

地域に誰もが気軽に立ち寄れる居場所ができることで、孤独感が解消され、閉じこもり防止や生活意欲の向上につながります。また、居場所が仲間づくりの場となり、顔の見える関係により住民の困り事や心配事がわかり、ニーズ把握と解決への早期対応につながるため、地域の居場所づくりを積極的に支援します。

④魅力ある交流などの企画

地域支え合い事業では、現在、市内約50地区で地域高齢者などの交流の場を提供しています。実施されていない地域に対しても、ささえあい通信などの発行時に地域に出向き、少しでも交流の機会が増えるように努めていきます。

今後は、開催内容、会場を工夫しながら、参加者が参加したくなる内容を自治会と一緒に企画し、魅力ある交流の場ができるように努めます。

住民の方へ

地域で取り組むこと

- 地域で子どもと高齢者など気軽に参加できる交流活動を企画してみましよう。
- 子育て中の保護者同士の交流の場をつくりましよう。
- 伝統行事の重要性について、家族で考えてみましよう。
- 近所の人と誘い合って、行事に参加しましよう。
- 出前講座に参加しましよう。

